

## 行政常任委員会

令和 5 年 1 2 月 8 日（金）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。昨日に続き、常任委員会を開会をいたします。

本日の欠席通告者、病気のため村田幸隆委員、育児のため中里沙也加委員で  
ございます。

今日は、教育委員会、総合病院、水道、三つでございますので、よろしくお願  
いをいたしたいと思えます。

それでは、議題に入る前に教育長より挨拶をいただきたくと思えます。

○田中教育長 おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

○田中教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 5 8 号「令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」  
のうち、教育委員会に係る分につきまして、担当課長より説明いたさせますので、  
よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。よろしくお願  
いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会所管の議案第 5 8 号の説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、本課に係る補正予算の説明をさせていただきます。説明時間は約 1 0  
分弱を予定しております。

補正予算書 3 8 ページ、3 9 ページを御覧ください。通知いたします。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 8 6 7 万 8, 0 0 0 円の増額のうち、  
細目教育職員人件費 7 8 5 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、総務課より説明  
が行われておりますので、割愛させていただきます。

1 ページを御覧ください。

細目教育一般事務局費 6 万 4, 0 0 0 円の増額は、1 1 節役務費広告料の増額で、  
会計年度任用職員の募集広告料が当初よりも掲載回数が増えたための増額です。

次に、細目 A L T 人件費 5 万 7, 0 0 0 円の減額は、主なものとして、1 節報酬  
7 万円の減額で、年度末までの執行額の精査でございます。

次に、細目学校給食職員人件費 81万8,000円の増額は、1節報酬の67万円の増額が主なもので、会計年度任用職員の雇用に係る給与の精査等でございます。

2項小学校費、1目学校管理費 230万1,000円の減額のうち、細目小学校職員人件費 494万6,000円の減額は、1節報酬 195万6,000円の減額、3節職員手当等 205万8,000円の減額が主なもので、学びのサポーターの採用が定員を満たさなかったことなどによる減額でございます。

また、旅費 104万円の減額は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償が当初予定よりも執行額が少なかったことによる減額です。

次ページを御覧ください。

細目小学校施設整備事業、11節需用費修繕料 264万5,000円は、3件の修繕に係る増額でございます。

1件1件、説明させていただきます。

まず1件目が、向井小学校のタイムサーバー機器、チャイムのシステムが台風7号の停電により故障したため、修繕料 42万5,000円が必要になってまいりましたので、修繕料として計上させていただいております。

2件目が、同じく台風7号の暴風雨により、尾鷲市学校給食センターの電流制御装置の基盤が漏電し故障したことから、修繕料 28万4,000円を計上するものです。

資料をもって説明をさせていただきます。通知します。

本機器は、ブレーカーと空調室外機との間に設置される電流を制御する装置でございます。写真にございますような機器が、同じく3か所に給食センターには設置されております。

本機器に関しましては、台風7号の想定以上の暴風雨により雨水が流れ込み、故障したものでございます。故障したのは、3か所設置されているうちの一つだけでございます。

下の写真を御覧ください。

この写真は機器を下から撮影したのですが、本体機器は全天候型のボックスで、銅線導入分にもゴムパッキンなどがついているなど、通常の雨等には耐える物として設置されており、故障が起きた機器のみが他と異なるような設置環境に設置している物でもないことから、本機器の設計、施工上の問題はないというふうに判断しております。

台風7号は本市でも瞬間最大風速が37.9メートルを観測するなど、本市に倒

木や停電などの被害をもたらしておりまして、本機器の漏電に関しましても、想定を超える暴風雨が原因であるというふうに考えております。

通知いたします。予算書にお戻りください。

修繕費の3件目でございますが、宮之上小学校の水中ブローアの取替修繕193万6,000円を計上してございます。

本ブローアは長寿命化のために浄化槽内に2基設置しておりますが、通常は交互運転しております。

昨年後半にそのうち1基の不調が見つかりましたが、もう一基が適正に動いておりましたので、浄化槽の機能には問題がなく、運転を継続しておりました。

このようなことから、来年度当初予算に修繕の予算計上を検討しておりましたが、本年9月の時点で、残る1基も不調があることが分かりまして、緊急に修繕を行うものでございます。

いずれも緊急性が高く、既に修繕も完了し、もしくは現在修繕を実施する事業を進めておるような状況でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費81万6,000円の減額は、細目中学校職員人件費の1節報酬28万円の減額、3節職員手当等47万円の減額が主なもので、会計年度任用職員の雇用に係る給与の精査でございます。

続きまして、債務負担行為の説明をさせていただきます。

資料8ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為の追加でございます。8ページ中段より少し上の部分、庁舎別館浄化槽保守点検清掃業務委託からが本課に係るものです。

庁舎別館浄化槽保守点検清掃業務委託は、期間を令和6年から令和8年までの3年とし、限度額を70万8,000円とするものです。これは教育委員会教育総務課等が入っている庁舎別館の浄化槽に係る費用でございます。

次に、尾鷲中学校の隣地に位置する矢浜職員住宅の浄化槽保守点検清掃業務委託は、期間を令和6年度からの3年間とし、限度額を117万3,000円といたします。

九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託に関しましては、期間は令和6年度の単年で、限度額を1,548万8,000円とするものです。本事業は、九鬼・輪内地区における小中学校の通学の手段等の確保を目的としており、スクールバス3台の運行委託となります。

令和6年度のスクールバスの利用者数は、現在取りまとめ中でございますが、現

在令和5年度では、小中合わせて48名が御利用中でございます。

次に、尾鷲小学校浄化槽保守点検清掃業務委託は、期間を令和6年からの3か年とし、限度額を718万2,000円とするものです。

矢浜小学校浄化槽保守点検清掃業務委託は、期間を同じく3か年とし、限度額を389万4,000円とします。

小学校3校浄化槽保守点検清掃業務委託料につきましても、期間を令和6年からの3か年、限度額を388万5,000円とするものです。

須賀利小学校浄化槽保守点検清掃業務委託料は、期間を同じく6年度からの3か年といたしまして、限度額を56万1,000円とするものです。本校は休校となっておりますが、避難所としての指定や地区会での利用もございますことから、引き続き浄化槽の保守点検清掃を行うものでございます。

次に、小学校電気保安管理業務委託に関しましては、期間を令和6年度からの3か年とし、400万5,000円とするものです。

本委託事業は、学校施設でキュービクルなど高電圧の充電設備を設置している場合、電気主任技術者の選任が必要ですが、その業務を外部委託することができるということから、その予算の計上でございます。

続きまして、尾鷲中学校浄化槽保守点検清掃業務委託は、期間を令和6年からの3か年で、限度額を462万円とするものです。

輪内中学校浄化槽保守点検清掃業務委託は、同じく令和6年からの3か年を期間とし、限度額を80万1,000円といたします。

次に、中学校電気保安管理業務委託に関しましても、小学校と同様の事業内容で、6年からの3か年、160万2,000円とするものです。

最後に、学校給食配送等業務委託料に関しましては、期間を令和6年度の単年度とし、353万1,000円とするもので、事業内容は、学校給食センターから尾鷲中学校への配送業務を行うものです。

以上が、教育総務課に係る説明でございます。

なお、委員会資料として債務負担行為に係る資料は添付資料にございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○南委員長　引き続き、生涯学習。

○平山生涯学習課長　生涯学習課です。よろしくお願いたします。

引き続き、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき、御

説明いたします。

補正予算書の44、45ページを御覧ください。

4項の社会教育費及び5項の保健体育費に係る人件費につきましては、総務課より御説明されておりますので、割愛させていただき、9款教育費、4項社会教育費、8目文化会館費のうち、細目文化会館管理運営費119万9,000円の増額は、需用費の修繕料119万9,000円の増額であります。

これは令和5年8月14から15日にかけて紀伊半島を通過した台風7号の影響で、尾鷲市民文化会館の北東側の窓が割れたことに伴い緊急に修繕の必要がございましたので、実施いたしまして、今回補正予算を、修繕料の補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算書の8ページのほうを御覧ください。

こちら第2表債務負担行為補正のうち、生涯学習課に関する部分につきましては、8ページの下から9番目の体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定業務委託から、表の最下段の尾鷲市体育文化会館電気保安業務委託料までの、全部で9件でございます。

内容といたしましては、新規といたしまして、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定業務委託でございますが、先月開催の行政常任委員会で御報告させていただいたとおり、市庁舎別館の機能集約を含めた体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化を実施していくため、プロポーザル方式による設計業者選定の発注支援業務に係る債務負担行為を計上するもので、内容につきましては、後ほど資料にて御説明いたします。

次の項目、下から8番目と7番目、また下から4番目、3番目につきましては、生涯学習課が管理する中央公民館、天満集会所、天文科学館、市営グラウンドの浄化槽保守点検清掃業務委託であります。

いずれも期間を令和6年度から8年度までの3年間とし、限度額の設定につきましては、それぞれ御覧のとおりでございます。

次に、中央公民館の清掃業務委託、運動場施設管理業務委託につきましては、令和6年度1年間を期間といたしまして、上限額をそれぞれ御覧の金額に設定するものであります。

いずれも、来年4月1日からの業務を円滑に執行するため、今年度内に準備することができるよう設定するものであります。

下から6番目の中央公民館の電気保安管理に係る業務委託、また最下段の尾鷲市

体育文化会館電気保安管理業務委託につきましては、この体育館のほう、現在休館中となっておりますが、市庁舎別館に電気を供給している高圧受電設備が体育館に設置されており、体育館と共用の設備になっていることから、本名称で引き続き電気保安管理業務委託を行うもので、限度額の設定につきましては、それぞれ御覧のとおりでございます。

続きまして、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計者選定業務委託につきましては、資料に基づきまして、森下参事より御説明いたします。

○森下生涯学習課参事　それでは、説明させていただきます。

まず最初に、体育文化会館の整備方針について御説明させていただきます。

耐震診断の結果から、本年2月以降使用中止となっている体育文化会館の整備方針については、新たに建て替えるか、耐震改修による整備か、2通りについて検討してきましたが、新築の場合は建設費が高額になること、既存施設の解体にかかる費用や期間が必要であること。一方、改修する場合には、新築と比較して総事業費が抑えられ、かつ財政的に有利な地方債が活用でき、市の負担が軽減されること。また、工期も短縮され、施設の使用開始時期が早まることから、耐震・長寿命化による整備を進めていきたいと考えています。

次に、施設の規模につきましては、現在はバレーボールが最大2面、またはバドミントンコートが最大6面、卓球は最大10面の利用が可能な広さとなっております。

利用状況としましては、これまで平日はほぼ毎日利用されており、バドミントンでの利用が全体の6割、卓球での利用はそれと9割を占め、複数の団体が同時に利用しておりました。

現在の競技スペースはフロアを目いっぱい使用しているため、規模を縮小した場合、競技のコート数が減少し、利用に支障が生じることになります。

市のスポーツ施設の中でも、日常的に利用されている最も利用率の高い施設であり、現在の施設規模が最低限の広さとして必要であると考えております。

それでは、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化の想定事業費と財源内訳について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

体育文化会館を同規模の施設に新築複合した場合と、耐震長寿命化、複合化を行った場合の比較になります。

まずは新築複合化した場合の想定事業費と財源内訳になります。事業費は、15億円を想定しており、内容は、複合化を除く整備と、複合化、除却の三つに分けております。

複合化を除く整備については12億7,000万円を想定し、財源内訳は、3分の1補助の学校施設等改善交付金4億2,300万円、過疎対策事業費通常分2億円、一般財源6億4,700万円になります。

交付金については、地域スポーツクラブの拠点となる2,000平米以上の施設の新築が対象事業で、過疎債通常分については、県から市町への配分を加味して2億円と想定しています。

次に、複合化については、別館トレーニング室などの移転で3,000万円を想定し、同じく3分の1補助の学校施設等改善交付金1,000万円、過疎対策事業債公共施設マネジメント特別分2,000万円になります。

除却については2億円を想定しており、全額一般財源になります。

想定事業費15億円のうち一般財源は8億4,700万円、地方債2億2,000万円のうち交付税措置を除く将来の市の負担額は6,600万円となり、市の実質負担額はこれらを合わせた9億1,300万円を見込んでおります。

次に、耐震・長寿命化、複合化をした場合の想定事業費と財源内訳になります。

事業費は7億5,000万円を想定しており、内容は、耐震化、長寿命化、複合化の三つに分けております。

耐震化については、耐震補強や、避難所施設の整備としてのトイレ改修などで5億円を想定し、財源内訳は全額、緊急防債・減災事業債になります。

次に、長寿命化については、老朽化改修としての施設の改修や設備の更新などで、2億2,000万円を想定し、財源内訳は、公共施設等適正管理推進事業債1億9,800万円、起債対象外部分として、一般財源2,200万円を見込んでいます。

次に、複合化については、別館トレーニング室などの移転で3,000万円を想定し、全額過疎対策事業債公共施設マネジメント特別分になります。

想定事業費7億5,000万円のうち、一般財源は2,200万円、地方債7億2,800万円のうち、交付税措置を除く、将来の市負担額が2億5,800万円となり、市の実質負担額は、これらを合わせた2億8,000万円を見込んでおります。

国、県補助金等及び地方債については、表の下に記載のとおりになります。

体育文化会館を耐震し長寿命化した場合、財政的な面からは、新築と比較して事業費が抑えられ、また、有利な交付税措置のある地方債が活用でき、市の負担が軽

減されることから、整備方針としては、耐震長寿命化改修を実施していきたいと考えております。

資料 2 ページを御覧ください。

中央公民館改修にかかる想定事業費と財源内訳になります。

事業費は 2 億 5,000 万円を想定しており、内容を耐震化、長寿命化、複合化、木質化の四つに分けております。

まず、耐震化については、耐震補強や避難所施設の整備としてのトイレ改修などで、1 億 3,000 万円を想定し、財源は全額緊急防災・減災事業債になります。

次に、長寿命化については、老朽化改修としての施設の改修や整備の更新などで 5,500 万円を想定し、財源は、過疎対策事業債通常分 3,000 万円、起債対象外部分として一般財源 2,500 万円を見込んでいます。

次に、複合化については、別館教育総務課等の公用施設の移転で 1,500 万円を想定し、全額一般財源になります。

最後に、木質化については、図書館書架や机、椅子などの更新で 5,000 万円を想定し、全額森林環境譲与税になります。

想定事業費 2 億 5,000 万円のうち、一般財源は 4,000 万円、地方債 1 億 6,000 万円のうち、交付税措置を除く将来の市の負担額が 4,800 万円となり、市の実質負担額はこれらを合わせた 8,800 万円を見込んでおります。

今回お示ししました想定事業費は、現段階の、あくまで概算の見込みとなっております。今後、詳細な設計ができましたら、財源等につきましても再度精査してまいりたいと考えております。

資料 3 ページを御覧ください。

今回補正予算を計上させていただいた債務負担行為、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計プロポーザル設計業者選定支援業務についてであります。来年度予定しております設計業務におけるプロポーザル方式による設計業者選定についての、発注者支援業務に関する委託にかかる経費でございます。

内容としましては、今年度は、設計業務委託に向けた設計条件等の精査、整理や、実施要領、公告資料等の作成補助を行ってもらい、来年度は、業者選定に向けた提案書等の整理や取りまとめと選定委員会の運営補助等を実施してもらうものでございます。

限度額は 356 万 3,000 円、期間は令和 6 年度になります。

整備につきましては、令和 6 年度に設計を実施、令和 7 年度から工事を開始し、

令和8年度中の完成を見込んでおります。

説明は以上になります。

○平山生涯学習課長 以上が生涯学習課に係る補正予算の説明でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ちょっと1点、債務負担行為のところ、九鬼中学のはもう、浄化槽の点検というのはやられていないんですか、もう。それだけ。

○柳田教育総務課長 九鬼中学に関しましては、教育委員会の所管する。

○南委員長 普通財産。

○柳田教育総務課長 普通財産に振り替えておりますので、教育委員会の所管分は。

○南委員長 ごめんなさい。

それじゃ、以上です。

○西川委員 この体育文化会館の、一般質問でもやらせてもらったんですけど、建て替えと長寿命化、これ3倍以上建て替えが高くなっているんですけど、これ、同規模と今おっしゃられたんですけど、がけ条例の建蔽率で、規模は縮小されるわけじゃないんですか。

なぜこれ、同規模で設計をされておるのが、まず一つ分からない。

それと、これ、もう絶対に長寿命化のほうをやりたいと思っておるから、こういうふうと同規模で、一般質問では使用面積が狭くなりますと言っておって、この資料では一番高い同規模。できるわけじゃないんですか、こんなもん。

これちょっと教えてください。

○下村副市長 先ほども申し上げましたとおり、施設の複合化を考えており、中央公民館につきましても、図書館の床面積の拡張も検討しておるため、同規模の施設が必要と考えております。

また競技等も、先ほど言いましたようにバレーコートが2面、バドミントンが6面ということで、バドミントン、卓球がほぼ9割の使用率ということもありますので、フロア面積を確保したいということでございます。

○西川委員 それだったら、今の教育委員会のところ、取り壊すんでしょ。今、教育委員会が入っている建物を取り壊すんでしょ。

そちらへ持っていけばいいじゃないですか、新築にして。

それと、新築にした場合はあと何年もつかというのは、もう結構相当な時間、誰でも分かりますよね。

これ、もうがたがたのぼろぼろの物を耐震化して、あと何年ぐらいつのか、そのときに尾鷲に予算がさらにあるのか、それを一つ教えてください。

○下村副市長　今回の耐震化で、そのぼろぼろの部分を改修していくということになります。

○西川委員　いやいや、そのぼろぼろの部分を改修していくのは分かるんですけど、基礎までいじっておったら新築のほうが安いんじゃないかなとも思う。

安心感ですよ、安心感。使用する人の。

ほいで、悪いところだけ直しつつ、例えば人間の体で言うたら、体のどこかに悪いところがあったら、人間ドック入りますよね。そのときに、ほかの悪いところもまた出てきますよね。

そんなので、今、この前の耐震でも、必ず駄目と言われておるわけでしょう。

それを悪いところだけ直す。

極端な話、歯で言えば、虫歯だけを直したら前歯は摩耗しないのか、みたいな感じで、どれくらい伸びるんですか、新築に比べて長寿命化をした場合。

○下村副市長　耐震 i s 値を改修することによって、法的には、法が変わらない限りは、耐震補強でもつものというふうに考えております。

○西川委員　分かりにくいので、新築の場合と耐震補強した場合の、これからの尾鷲市の財源に見合った伸び方、使用年数ですよね。

それ、ここまで金額出せるんだったら、ざくっとお答えください。ざくっとでいいですよ。

○下村副市長　利用年数というのは出ませんが、現在の尾鷲市の財政状況から言えば、耐震改修というのがベストと考えております。

○西川委員　いや、年数が分からないのにベストというのはないじゃないですか。ちょっと無理して、新しい物を使えばええというときもあるじゃないですか。なぜそれを無理に古い物を使う。

これ、市長にも言いましたけど、アンケートを取って見たらどうですか、これ。

そんな、もう現在、駄目と出されておるんでしょ、使用が。

それを幾ら継ぎ接ぎでごまかしたほうが、新築に勝つわけがないじゃないですか。

ほいで、この金額ももっとこれ、きちんとした、ざっくり9億1,300万とか、めちゃくちゃでかい金額ではなく、もっと始末すれば始末できますよ。

ほいで、この2億8,000万、耐震、寿命工事した場合に、これからまた追加工事が出てくるんでしょ。尾鷲市のやり方だったら。

将来のこと、そのとき今の体育館がまだ同じような問題が出て、使えんようになるときはどうなるんですか、ということなんですよ。年数。

○下村副市長 年数については、先ほど言いましたように、新築と同様、長年使っていくという、多少のメンテナンスは当然必要とはなってきますけど、現在の尾鷲市の所有する土地、工期等を考えれば、耐震長寿命化がベストというふうに考えて、今回提案させていただきました。

○西川委員 いや、それはもう聞きたくないです。

もう絶対新築のほうが長くもつんですよ。

ほいで、新築で、次にメンテナンスなんていうのはないんですよ。

そやけど、改築の場合は絶対に、やはりここが悪かったです、どこかが悪かったです、というのは出てくるのは目に見えておるじゃないですか。

今の尾鷲の財政を考えてと言うんやったら、そのときは、そのときになったら議会もまた変わっていますよね、議員さんも変わっていますよね。

そのときになったら、僕と同じ考えの議員さんがおったら、それ予算認めてもらえませんが、大丈夫ですか。

○加藤市長 まず、新築する場合と、耐震補強する場合の、現状における実質負担の、今、概算を出している中で、要するに、新築する場合に9億1,300万、これを要するに尾鷲市で、今現在、それを9億1,000万負担するということは、大変厳しい状況です。

財政上大変厳しいです。これだけは申し上げたいと思っております。

○濱中委員 ちょっと角度を変えた質問をさせていただきたいと思います。

この尾鷲市の体育館、とても高名な大江宏さんという建築家の方が建てておりますね。

この方の作品では、ざっと知る限りでも、以前の万博の日本館を建てたりとか、伊勢神宮の内宮の神楽殿を建てたりとかという、すごく高名な建築士、どういったいきさつで当時来られたのか分かりませんが。

形のあるものは老朽化し朽ちていく、それはもう物としては仕方がないにしても、以前に、たしか香川県のほうやったと思うんですけど、この方の建物をやっぱり老朽化で取り壊すというときに、その文化的価値ということで、建築関係中心としてその反対運動が起きて、結局耐震改修できるということで形を残したというような話も聞いておるんですけども、そういった文化的価値に関しては、市長の御認識はどんな感じですか。

○加藤市長　この大江先生、大江設計士というのは、皆さん方は御存じかどうか分からないですけれども、昭和39年に東京オリンピックが開始されたときに、あそここのところをやった丹下健三さんという方が、御存じだと思う。

あの人と同等の建築家だということで、委員おっしゃるように非常に著名な方で、結構さっき伊勢神宮の内宮の話とか、法政大学とか、いろんなやっぱり文化財を残しております。

そういう点からも言っても、やはり、この辺のところは初めて、私、説明させていただくんですけれども、そういう意味から言っても、やはり外枠はきちんとやっぱり残したほうがいいんじゃないかという、私自身はそういうふうに思っております。

○濱中委員　尾鷲市において、そういった文化的価値のある物がそう数多いわけではないので、もちろん安全性はきちっと説明はいるとは思いますが、その辺りの御認識でいらっしゃるんやったら、この外観がどれぐらい貴重なものかというのは、きちんと市民の方に御理解いただく部分が必要かなと思います。

それと、広さのことなんですけれども、これから確かに人口も減ってくる傾向にある中で、利用回数とか利用日数の辺り、現在のものよりは恐らく減っていくとは思いますが、例えば、市民の数がどういうふうに減ろうと、大きな大会の誘致というのがあると思うんです。国体であったり、総体であったり、県大会であったりという。そういったものが、施設数が小さいがために諦めるというのは、スポーツ選手にとってはどうなのかなというふうな気がするので、これ以上小さくなった場合、競技の数が限られると思うんですけれども、その辺りの御説明をいただきたいんですけれども、いかがですか。

○森下生涯学習課参事　先ほども御説明させていただきましたが、競技スペースが今のフロア目いっぱいになっています。

例えば、バドミントンコートであればもうギチギチの形で入っていますので、これ以上狭まりましたら、もう半分以下になってしまうような形の競技スペースになってしまうと考えます。

○濱中委員　前回行われませんでしたけれども、三重とこわか国体の競技場の規定の資料を見ました。かなりきっちりとしたコートの規定が書かれておりました。

現在でもそんなに大きくないので、かなり競技数は現在でも限られるんやなということは分かるんですけれども、前は剣道をここで国体やっていますよね。

そうすると、当時やっぱり剣道をする子たちはすごく多かったように思います。

地元でスポーツの大きな大会が開かれるということに関して、スポーツを志す人々にはとても励みになるものやと思うんですね。

なので、これ、同じ予算規模、先ほど同じような面積であればこんなに費用が大きくなることは当然という話でしたけれども、同程度の予算にすれば、どれぐらい小さくなってしまふのかという辺りが、分かる限りで、面積的に何分の一になるとか、その辺りは出されておりますか。

○森下生涯学習課参事　　平米単位の概算になりますけれども、事業費が例えば半分になれば、面積も半分ぐらいになってしまうという形になり、というふうに想定されます。

○西川委員　　建築に詳しい方もおられるらしいみたいで、ちょっと聞きますけど、いくら高名な建築家が設計したところと、無名な建築家が設計したところ、違いは何か分かっていますか。

それ、有名な人のほうが高いんですよ、同じ物を建築しても、設計しても。

だったらそういうところを工夫して、安い設計士も資格持っておればできるんですからね、設計なんていうものは。

幾ら高名な人がしたから残したいから、そういう今の体育文化会館を残したい。逆に言うて、小さくなったら国体とかそういうときできない。

そのときやったら、県、協力して、光が丘の工業跡とか、剣道なんか分散できますよね。

そんなもん加味して、もっと、予算がかかる、予算がかかるばかりじゃなく、もっと長期的な目で、無責任ですよ。

今こっちを中途半端な修理したって、自分らがもうそのときおらんときに、自分らが去ったとき、後の尾鷲市の行政に関わる人が、また、あのとききちんとしてくれなかったもんで、こんな中途半端な物造りやがって、みたいなようなことができないように、僕は、きちっとこぢんまりした物でもいいんじゃないんかと。

ほんで、このざくつとしたこんな、もう悪意でありますよね、この3倍もあるような金額。新築したら3倍もって。

それを、継ぎ足し継ぎ足しのほうでするほうが、俺は安物買いの銭失いだと思えますけど、その点ちょっと、市長は予算がない、予算がない、もう聞き飽きました。予算がなければどこかで使わないと。

普通の家庭でもそうですよね。何か削って、何かを使うという、そういうふうにせなんだら、今濱中委員がおっしゃられたように、室内競技をする人、大変困って

いますよ。即日使用禁止の体育館なんぞ。

それもうちょっと、もうこれでいきますから、ではなく、もうちょっと議論してください。

○加藤市長　　まず、さっき、ちょっと参事が説明した中で、基本的には、要するに面積が半分になったら、要するに整備分は半分になるというのは、基本的にはそういう、基本部分はやはり変わりませんから、確かにそれなりの金額になろうかと思えます。

さっき言いましたように、半分にするという事は、あるいは半分近くにする、半分と言ったらあれですから、コンパクトにするということであったとしても、実際問題、今使っていただいている競技に対して、やはりそれはきちんと担保しておかなきゃならないと、その部分は、私は思っております。

もう一つ、やはり金額的にこの違いというのは、新築の部分についてと耐震寿命についての、国のほうの補助金なり交付金というのが全然違うわけなんです。これはもう要するに御覧のとおりです。

こういった場合に、新築した場合には、整備分としては、要するに3分の1程度の学校施設等の改善交付金しか出ないと。もうこれははっきりしています。

一方では、これを耐震化する、今既存の部分を耐震化するということは、緊防債を使って70%の補助金が出ると。こんな話の中で、さっき参事が説明した内容でございます。これは非常に金額的にもめちゃくちゃ大きいんですよ。

それでもう一つは、一つには、ここの部分といい除却というのについても、あそこの建物を取り壊すというのは2億円。これについては、一切補助金は出ません。単費でやっていかなきゃならない。

そういうことをトータルで考えてみますと、先ほど耐震化したらいつかは潰れるだろう、いつでも潰れるだろうというようなお話でございますのですけれども、きちんとした耐震化をしながら、きちんと補強をしながら、こういう耐震・長寿命化するというのでございますので、これについては、先ほど何年ぐらいつのかというような話は、要するにずっと持つと思う。

ただ法的な状況で、副市長が説明しましたように、法的なことが変われば、多少なりとも、基準に合わせていかなきゃならないかも分からない、ちょっとその辺のところ、私は不確かであり発言できないんですけれども。

そういう中で、今回耐震化しても、かなりの年数をもった建物が、要するに耐震化されるというふうにして、私は認識しております。

○小川委員　　ちょっとお聞かせ願います。

先ほど市長の説明ですと、新築の場合は、緊防債が使えないという理解でよろしいですか。

○加藤市長　　新築でございますので、新築する場合の、これは要するに、市庁舎の場合も、何年か前に一度議論させていただいたと思うんですけども、新築する場合には、国庫補助というのはほとんど出ません。

だから、今回の場合には、学校教育の学校施設等の改善交付金ということで、これは3分の1出ます。ほかは出ません。

○小川委員　　それと、過疎債通常分2億円となっていますけど、これ現実的に2億円使えるのかと。市全体で過疎債は年間2億円ぐらいじゃないですか。

これ2億円と書くのはおかしいんじゃないかと思うんですけど。

○加藤市長　　おっしゃるように、通常の方が2億前後の過疎債ですね。

委員がお聞きしたいのは、ほかにも過疎債を使う分あるんじゃないかというような話だと思うんですけども。

一応何とか、県とも交渉しながら、これをあれするんだったら2億円ぐらいの通常分ぐらいはここに回せるんじゃないかということの思いで、ここへ入れさせていただいております。

○濱中委員　　同じこの過疎債の分の2億円、これぐらい使えるんじゃないかという、2億円もらってきてそれを全部使うということになると思うので、そうすると、財政課の審査のときにいただいた資料の、例えば令和5年分になりますと、小中学校の屋内運動場であるとか、あと生活環境の整備であるとかというところに使っておるのは、これをやる年にはやらないという想定になりますよね。

それか、市単で財源使うとか、そういった話の2億円というふうに理解してよろしいですか。

○下村副市長　　あくまでも概算ですので、最大限利用できる金額として2億円を計上させていただいたということで、当然、枠がありますので、当然下がる場合もあり得ると。

○西川委員　　最後に、この予算を引っ張ってくるのは、議員の仕事じゃないですよ。

これ執行部が、もうぎりぎり、どれまで引っ張ったか、何を始末できるか、何を引っ張ってこられるのか。それは執行部の仕事ですから。

この資料1には、その努力が見られないと思うもので、そののところがちょっと

努力を見せてください。

○加藤市長　　まず新築の場合に、先ほど申しましたように、国からのさつき言いました学校施設等改善交付金3分の1出ますけれども、これだけなんです。

まず、これが12億7,000万という概算を出させていただいておりますけれども、そのうちの3分の1は学校施設等の改善交付金、これで国のほうが何とかしていただけるだろうと。3分の1。

ここに書いてあります一般財源、6億4,700万。これ本当に一般財源なんですよ。起債は起こせません、今のところ。

ですから、私は、まずやっぱりこの今、尾鷲市におけるその体力といいますか、6億4,700万を一般財源で持つということは、非常に財政上厳しいということを申し上げたいと思っております。

○西川委員　　その体力は年々なくなっていくんですよ、尾鷲は。

その次のことを考えたときのことも考慮してください、と言っておるんですよ。

これ、市長がもうずっとあと何期もやられて、最後までけつ持ってくれるんやったら構わんと思うんですけど、その当時の市長、多分泣きますよね。

何であるとき新築にしてくれなかったんかというの。

頑張らなあかんところは頑張らなあかんのじゃないんですか、市長。

○加藤市長　　財政の健全化については、私は頑張っております。はっきり言います。

ですけど、まず第一に、この6億4,700万という一般財源を、今の尾鷲市の財政からいって、キャッシュでぽんと出せるかどうかということは、これは非常に難しいということを言っているわけなんです。

そして財源が、要するに人口減少でもって尾鷲市は、どんどんどん人口減少が続いていると。これは事実です。

それを何とか抑えるがための、やはり昨日の財政の見通しということ踏まえながら、どういうところに力を入れていながら、どういう点にやっぱりもつともつと力を入れていながら、財政調整基金を残すなり、起債部分を、もう基本的には私は、まず尾鷲市がずっと継続して維持できるためには、まず、もう議会にも何度も申し上げておりますけれども、100億ぐらいの予算であれば、要するに地方債は100億以内にしなければならぬ、公債費は10億円、その10分の1ぐらいにしなければならぬ。

財政調整基金も、要するに10億円ぐらいはきちんと貯まっておかなければならぬ

いという、そういう基本的な考え方、基本的な目標を持ちながら、今、財政の健全化のためのいろんな仕込みをやっているということは事実でございます。

ですから、今回、新築か、先ほど申しました耐震長寿命かという、新築であれば、要するに一般財源がこれだけ6億4,700万かかるということについては、はっきり申し上げまして、今の財政でこれだけのお金を出すということは非常に難しいです。

○中村委員　　まず、幾つかあるんですけども、このプロポーザルの予算について。

一つには、この作品が文化的価値があるんやったら、何で今まで屋根が真っかっかになるまで、むげにほっておいたんですか。その文化的価値云々という、今それを持ち出すということがまず、おかしいです。それなら、もっとちゃんとメンテナンスしておくべきやし、もっと前に耐震化するべきでした。

もう一つ、どんなに高名な方が造られたとしても、使い勝手です。この体育文化会館の使い勝手は悪いです。ですから、それに価値があるかないかというのは、ありません。

名前なんかどうでもいいです、建物というのはね。いかに使い勝手がいいものを建てることです。

それと、今市長がおっしゃった一般財源の話ですけども、例えばこれ、この前濱中委員がおっしゃっていた小原野が空きますよね。もう国交省、今年で全部撤退しますよね。そのときにあそこに持っていったら、緊防債使えるじゃないですか。総合的な施設にして、防災機能を持たせて。ここ、同じところで建てたらそれは使えないでしょう。でも、やり方はなんぼでもありますよね。

だって、ここに来られる方、歩いて来られる方は何人ですか、ほとんど車で来られますよね。自転車でも来られるのかもしれんけれども。運動しに来るんやったら、小原野まで行けますよね。行かれへん人は運動できないですから。

そういうふうなことを何も考えずに、何も考慮されずに、おまけにこの複合化の設備費12億7,000万円の根拠が、まず、ないです。これはRCの根拠ですか。鉄筋で、鉄骨で建てられるんですか。

それとも、今は大型製材所で作るという集成材で造られる予定ですか。何もなく、こんな概算なんか出ませんよ。

これはただ、これをやりたいための数字であって、実際的にはこんな概算なんか出ないんです。

それと、西川委員が言っておられたように、何度も言いますね、耐震の診断というのは、基礎と柱が分離していたとしても、それは耐震診断には出てきません。耐震補強は柱とはりの補強でしかありませんので、基礎部分と柱の分離については、何の考慮もされないんですよ。

ですから、西川委員が言われるように、建物の安全性について、基礎部分と柱部分の接続をどう考えておられるのかということ、まずお尋ねします。

担当の方、お答えください。

○加藤市長　　まず、さっき、こういう文化的価値のある物については、なぜ耐震化を早くしなかったのか。おっしゃるとおりですね。

その前に、過去10年ぐらい遡った場合に、尾鷲市として10年以上前からいろんな耐震化、いろんな公共施設のそういう整備というのをずっとやっていて、優先順位としては、学校の耐震化、あるいは保育園の移転云々等々で、まずそういうところに重点を置かれながら進めてきたというのは、事実ですよ。

その後、4年前にやっと尾鷲市役所の、一番その牙城である尾鷲市役所の耐震化を何とかさせてもらったというような形の中で、今後はやはり優先順位というものについては、体育館にしる、中央公民館にしる、こういったものについては、やっぱり優先順位を今だからできるんです。申し上げておきますけど。

もう一つ、先ほど中村委員のほうから、技術的な面について云々という専門的なことをおっしゃっていますけれども、まず、私のあれとしては、西川委員のこの前の一般質問の中で、まずこの部分については、体育文化会館耐震診断しましたと。現状のまま、そして大地震が起きた場合に、倒壊する危険性があるという話なんです。

それでもって、そういう結果が出て、耐震補強ができないというものではないわけなんです。

そのために、この前申し上げましたように、専門家とか三重県の建設技術センター、いろんな意見を踏まえて協議した結果、この前も行政常任委員会で申し上げました、耐震寿命化による整備案をお示しさせていただいたというところでございます。

ですから、先ほどの御質問に対しては、我々としてはこういう形で今進めて、整備案をお示しさせていただいているというところでございます。

○中村委員　　全く返答になってないんですけれども、基礎と柱の部分について、技術的にどう考えられているんですかと聞いたのであって、それに答えられない執

行部であるならば、答えるように、そのデータをまず集めるべきです。

そして、今、文化的な価値があるけど、耐震化せえへんかったのは順番やおっしゃいましたよね。

今になったから、これを、使われへん物をもう一回使うとおっしゃっていますよね。

広域ごみのときに、耐震化された中部電力の建屋について、管が古くなっていて、その管をもう一回引き直したら莫大なお金かかるから、あかんからやめやということやったと思うんですけれども、今回の建物で、この長寿命化の中に、全ての配管、電気設備、全部入ってこの値段なんですか。お尋ねします。

○下村副市長　あくまでも概々算ですので、耐震改修をして、最低限の配管のことも含んでおると思います。

○中村委員　ということは、分かれへんところは全部これ、増額の可能性があるということですよ。

今私が聞いたことについて、一つお答えいただいているのは、高台移転したらこれは緊防債を使えるということについて、何の言及もなかったんですけど、お答えいただけますか。

○森下生涯学習課参事　緊急防災・減災の事業債、中村委員がおっしゃられたような移転の部分につきましては、現在の施設が津波浸水域等である場合が対象になりますので、今回の施設については対象にならないというふうに考えています。

○中村委員　その津波高については、この前の一般質問で言わせていただいたんですけれども、まだそのエビデンスいただいているんですけれども。

尾鷲市が11メートルの津波高で、それも私、一般質問でも言わせていただいたんですけれども、駆け上がり係数が尾鷲市の場合0.04で計算されていて、0.04と言ったら、皆さん銀行の金利で考えていただいたら分かると思うんですけれども、0.04の金利がどれだけ増えるか、減るか。

それが、津波が11メートルの高さのままブロックで駆け上がってくるんですよ。皆さんいつも、地盤高が11メートルあるから、ここは津波来ないです。違います。

東北の津波のときに、行かれた方は皆さん分かっておられると思いますけれども、11メートルの高さのところに、プラス11メートルで津波が来ています。

ですから、ここが安全やおっしゃる根拠というのは、いまだに私、エビデンスいただいているので、それについて、それは分かります。国は、尾鷲市が津波高

11メートルと言うてんやったら、そのプラス4メートル以上は見いひんと言うて  
いるんやから、それはそれで緊防債が出ないと言われたら、それは分かりました。

でも、それでは、担当の方にお尋ねします。なぜこれをプロポーザルで出そうと  
思われたのか。お答えいただけますか。

○森下生涯学習課参事 昨年度実施した体育文化会館の耐震診断で、耐震性がな  
く、大規模な地震で倒壊または崩壊のおそれが高いという結果が出て、その他、施  
設の老朽化も進んでいるということで、大規模な改修が必要というふうに考えてい  
ます。

国からも、適切な設計業者の選定を行うための解説書である建築設計業務委託の  
進め方においても、プロポーザル方式で設計業者を選定するものとしては、技術的に  
高度なもの、または専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案  
を元に作成するほうが優れた成果が期待できるものについて行うというふうな説明  
があります。

具体的な事例としましては、耐震改修の設計や大規模改修の設計等というものが  
事例として挙がっています。

今回についても、技術的な提案をいただいて工事の仕様を確定するほうが優位性  
があるということで、プロポーザル方式による設計業者を選定していきたいという  
ふうに考えております。

○中村委員 このプロポーザルは、設計者のみのプロポーザルですか、それとも  
設計施工業者のプロポーザルですか。

○平山生涯学習課長 本プロポーザルについては、設計業者のプロポーザルとい  
うものでございます。

○中村委員 施工はまた別に行われるということですね。

○平山生涯学習課長 そのように今のところ考えております。

○中村委員 今、このプロポーザルについての、専門的な設計業者を選ぶため、  
プロポーザルの利点というのは、発注者の意向が非常に色濃く反映しやすいという  
利点があるんですけども、その場合、何が必要かというのは、発注者、執行部に  
その案を提示できるだけの能力と、その設計図書について互角に話し合えるだけの  
能力が必要なんですよ。

それがないから、この選定者支援業務を発注せなあかんわけですよ。

でも、自分のところにその能力がないからそれを発注するということは、執行部  
は何も分からへんけど、何でもええから出しちゃうわということなんですよ。

これは公共施設なんです。公共施設というのは、尾鷲市の財産です。その財産を何かするときに、10億のお金をかけるときに、執行部が何か分からへんけど丸投げしようや、では駄目なんです。

ですから、もともとこれをプロポーザルで出すんやったら、自分のところでどういものを造ってほしくて、その設計図書がどうあって、それについて互角に話し合えるだけの、こちらに資質がいるんです。

それをこの支援事業というのは丸投げしようとしているから、私はこの支援事業については100%賛成できませんので、それについてお答えいただけますか。

○下村副市長　　まず、私どもで要望しておるのは、三つの施設を二つに分けるということで複合化を要求し、図書室の床面積の拡大等を投げております。

そういった中で、うちの建設課の専門技師が対応をしていただいております。

○中村委員　　それでは支援事業は要りませんよね。尾鷲市でやられたらいいんです。この350万、無駄です。

○下村副市長　　やはり、設計というのはいろいろあると思うんですが、我々の要望に対し、プロポーザルによりさらなるいいアイデアが出るというふうに考えております。

その中で、うちの建築士が対等に話できるものと思っております。

○中村委員　　おかしいですよ。

この業務内容について、設計条件などの精査、整理支援、実施要項、広告資料などの作成、提案書の整理、取りまとめ、選定委員会の運営、こんなもん全部自分でできるじゃないですか。

一体これのどこができないのか、教えていただけますか。

○下村副市長　　この庁舎のときも同じでしたが、選定委員、いわゆる大学の先生や建築士の方、あと行政の方であればうちから県のほうへ頼むことは可能ですけど、大学の先生や建築士協会の方については、技術センターのほうで取りまとめいただくというふうなことを考えております。

○中村委員　　全く必要ないと思いますよ。

現に、都市計画協会も市長はすごく懇意にされていますし、三重県の建築士会もなんぼでもこれに関わってもらえると思いますし、これに350万も出す必要というのが全くないので、市庁舎もしてもらったから今回もしてもらおうという、それは理由として成り立ちませんよね。

プロポーザルというのは、それをできる能力があるところが本来発注するものな

んですよ。発注する能力がないのに、プロポーザルで発注したら駄目なんです。

プロポーザルというのは、額の大きい、指名入札というのか随意契約みたいなものなんですよ。

ですから、設計図書は見いひんけれども、あんたのところやったら能力あるやろうから図面書いてよという、これ、出し方なんですよ。

そんな出し方をするんやったら、こっちも執行部のほうに、それに対して対等に、ちゃんと意見を調整していける能力がなかったら、本来随意契約の大きいバージョンを出すべきじゃないんです。

それを外部に委託してまでやるということ自体が間違っているんですよ。

それを分かっていたいただきたいと思いますけれども。

○下村副市長 発注支援ですので、私どもの技師の数にも限度があります。

そういったことで専門家の意見を聞きながら、お願いしたいということでございます。

○中村委員 でしたら、プロポーザルじゃない方法でこれを出すべきです。

プロポーザルで出すべきではありません。

設計業務自体を頼めばいいじゃないですか。どうしてそれをわざわざプロポーザルにせなあかん理由なんかどこにもないですよ。

これ概算が出ていて、これだけの値段で、この広さの物で、この条件で、設計図書お願いしますというのを、それこそ入札したら終わりじゃないですか。

○下村副市長 先ほども申しあげましたように、やはり、広く募っていいアイデアを出していただきたいことがあります。

そのため、プロポーザルを選定したわけです。

○中村委員 尾鷲市のプロポーザルで、小学校とか、ここもプロポーザルでやっているんですけども、プロポーザルでやったからと言って、どれだけいい物ができたんですか。

プロポーザルがいいとは限らないんですよ。

ここの、市の耐震も、数量計算書もないような契約されていますけれども、プロポーザルとする意味、必要性、それについて、本当にあると思っているんやったら、この支援事業はやめてください。今言うたような内容です。

こんなもん別に、出す必要全くないじゃないですか。

これが執行部できひんと言うんやったら、もうほんまにちょっと、大丈夫ですか、になってしまうじゃないですか。

これに書いていることは、普通皆さんが行われていることですよ。

全然これ、それ以外の、突拍子もないことなんてどこにも書かれていないんですよ。選定委員の運営補助にしても、皆さんされているじゃないですか。これ以外のことで、皆さんされていますよね。

これだけできひんという理由について、お聞かせいただけますか。

○加藤市長 我々のほうとしては、プロポーザル方式を取る方法を、一応示しているわけなんですよ。

委員はそういうふうにおっしゃっていますから、方向として我々はこういう形で進めていきたいと。

できる、できないの話やないけれども、この業務委託、この債務負担行為のこの金額についても、要は、発注者支援業務でございますから。

基本的な考え方は市で持っていて、これをどういうふうな形で支援をしていただくかというような話でございますから、そういう外部の知恵を集めながら、よりいい物をつくっていくと。そういう方法を一応我々としては取りたいというところでございます。

○西川委員 これ、取りたいと今、市長言うておるんですけど、これ、想定事業費が15億円、新築の場合。耐震の場合が7億5,000万になっていますけど、これ、青写真か何かあって、これをはじき出されたんですか。

それ、青写真ができるんだったら、俺も中村委員が言うようにプロポーザルを出す必要はなく、市役所内で設計したらいいと思います。

○森下生涯学習課参事 想定事業費につきましては、ほかの自治体の整備計画や、国から更新費用の見込みなどが出ておりまして、それを参考に、一般的な概算を出しているものになります。

○中村委員 一つ提案させていただきます。

プロポーザルより、この支援事業に350万かけられるんやったら、これ、コンペ出されたらええと思うんですよ。

コンペというのは、大概是普通模型作ってくれて、図面が出てきます。ほんなら、すごく分かりやすいし、使い勝手も誰にも分かって、優勝350万円でこれコンペしたら、ちゃんといろいろなすごくいい提案が出てきますよ。

ですから、350万の、プロポーザルのための支援してもらうために350万をかける必要はなくて、所内でやっていけるし、もし350万も予算かけるんやったら、コンペで入賞作品に350万出してあげてください。そのほうがよっぽど市民

は分かりやすいです。

○下村副市長 参加者はどうなるか分かりませんが、公募となりますので、当然プロポーザル方式で公募をいたしますので、参加者は当然、複数になるものと考えております。

○中村委員 プロポーザルに、図面とかその立体模型なんて、誰か持ってこられるんですか。

○森下生涯学習課参事 プロポーザル方式というのは、よりよい設計業者を選定しまして、その後、うちの意向とかそういったものも反映していただいて、よりよい耐震性も確保されて、うちが求めているものを反映されたものが、その場でできるものと考えています。

コンペ方式につきましては、そのときに、芸術性ですとか独創性ですとか、そういった図面を出してもらって、その図面とおりにしていくことであって、それよりも、設計業者を選定して、その後うちとの打合せの中で設計をつくるほうがよりよいものができるというふうに考えています。

○中村委員 いや、ですから、それなら支援業務は要らないんですよ。どっちかにしてください、というのは、今言ったみたいにプロポーザルというのは業者を選ぶんですよ。

業者を選ぶときの基準というのは、技術者が何人いてるか、資本金が幾らで、この業者は大丈夫かどうかをまず選ぶんですよ。信頼できるからこことやっていきましょうという話ですよ。

それができるんやったら、支援業務は要らないです。

ほんで、ただ、その場合に、執行部がよほどちゃんとした青写真を抱えていない限り、どんなもんができるのか、本当にどうなっていくのかが分かれへんから、コンペやったら、そのとき既に周知ができるんですよ。コンペやったら、350万の報奨金をつけてコンペを募集したら、大学生なんかはすごく斬新なアイデアと使い勝手と、いろいろな案を出してくれます。

ですから、見える化、見える化が大事なんですよ。

プロポーザルで出される自信があるなら、支援事業は要りません。

でも、その自信がなくて支援事業に350万かけるんやったら、コンペに350万をかけるべきです。

○下村副市長 我々としては、プロポーザルで実施していきたいということを再三説明させていただいております。

○中村委員　プロポーザルでしたいんやったらしたらいいと思いますけど、支援事業の必要性を要らないと言っているんです。

それができないところがプロポーザルを出すべきじゃないと言っているのであって、したいんやったら支援事業なしにしてください。

○下村副市長　先ほどから申し上げていますように、尾鷲市においても技術者の数の限度があります。

そういった中で、担当課のほうでも、この事務的な部分については、専門家の意見を聞きながら実施していくのがベストという回答を得て、我々としてもそのほうがいいというふうに判断したものでございます。

○中村委員　ですから、それがおかしいと申し上げているんです。

技術者が足りないのやったら、コンペにして図面を先に書いてもらったら、全ての手間が省けます。

その手間は省くのは嫌やけど、できひんから支援業務がいるということがおかしいんじゃないですか、とお尋ねしています。教えてください。ちゃんと。

○南委員長　今、委員会の当然、委員さんの考え方と、執行部の考え方のかかなりの相違があるんですけれども、委員長として、やり取りを聞いておきますと、もう完全に見解の相違じゃないかなというようなことを判断をさせて、委員長として、いただきます。

これ、どれだけやっても平行線で、交わる点がないように思います。

もうこれ以上の議論をしても、恐らく中村委員さんに対する満足いく答えは執行部から得られないものと、私は判断をいたしたいと思います。

よって、この問題は委員会の採決のほうで決着してもらったらいのかなというような判断をいたしていますので、この補正予算について、ほかの御質疑等、御意見がある方の御発言を求めたいと思います。

○仲委員　資料の2ページの中央公の木質化、これ5,000万の補助金取るようになっていきますね。

森林環境贈与税、前回の資料では、中央公図書館の書架、机、椅子等の更新ということになっていきますけど、これは森林環境譲与税の用途基準で、内装とかというのは無理なのでしょうか。まず、1点それを。

○平山生涯学習課長　中央公民館で御説明させていただきますと、中央公民館、避難所指定ということがございまして、内装制限の問題があります。

その点で、木質化を積極的に行っていくことが難しい施設でもございますので、

主要な使用部分としては、図書館の改修に当たる書架の設置であったり、机、椅子等を中心にとということで、この概算費用のほうを計上しているという内容でございます。

○仲委員 森林環境譲与税は、年間大体3,658万、4,000万弱あるわけなんですけど、これ毎年なんですよ。

それで、今の答弁では、書架、机、椅子ぐらいしか使えんという話なんやけど、ちょっとまだ納得がいかない。内装というのを僕は理解しておるのは、壁辺りの腰板ぐらいの内装はできるんじゃないかと思うんですけど、もしそれができれば、逆に、中央公で5,000万つぎ込んだとしても、これ、体育館のほうには、森林課も入っていないんですね。体育館。体育館入っていないですね。

もしそれが使えれば、年間3,000万から4,000万来るのが、それ使えるんですね、体育館にも。合計で1億使えるんですよ、年度をずらせば。

そこら辺については、きちっともっと精査をしていただきたい。

単に机、椅子だけでいいのか。いや、内装といってもいろいろあるもので、そこら辺は十分また検討していきたい。

ほいで、もう一点。体育館を耐震長寿命化するのに、雨漏りは解消されますね。

○平山生涯学習課長 まず1点目の、森林環境譲与税の用途という部分で、当然全く使えない内装、例えば内装等に全く使えないというわけではございませんし、あと、体育館については、現在概算費用の中には含まれてございません。

ただ、市のいわゆる持ち出し分、一般財源分の圧縮のために使わせていただきたい財源、財源というところとちょっとあれなんですけれども、木質化という部分は活用していきたいと考えておりますし、ただ森林環境譲与税につきましても、当然市全体でという部分がありますので、その点につきましては、今回の概算を行っていくに当たり、担当課のほうには、実際の実施年度とか、何に使えるかというところもございまして、その辺を協議しながら行ってきたという経緯もありますし、これからもその辺については協議を進めながら、内容のほうは精査していきたいと考えております。

あと2点目、体育文化会館の屋根改修ですけれども、こちらにつきましては、現在の概算の費用の中には含まれております。

○仲委員 せっかくね、言うたら、耐震して改修するんですから、県でも国でも、木質化というか、尾鷲材使えとか県材使えという話が出ている中で、改修したときにヒノキが使われておるといような、やっぱりイメージアップをする必要がある

と思う。

特に体育館については、僕はあるんじゃないかと思います。そこらは十分検討してください。

それから、雨漏りのしない経費については、多分、長寿命化のほうに入っておるんでしょね。

○平山生涯学習課長　　体育館の屋根部分につきまして、いわゆるその耐震構造の部分ではございませんので、おっしゃるとおり長寿命化の部分として算定のほうを行っております。

○仲委員　　前回のスケジュールでは、令和5年度にこの設計業務発注準備ということで進めるという中で、今議論しておるんですけど、令和6年度に設計業務を発注する予定になっていますね。

中央公と体育館の設計業務を同時に発注する予定なのでしょうか。

○平山生涯学習課長　　発注方法につきましても、今後行っていくプロポーザル選定の中での検討事項の一つだとは考えておりますけれども、現段階では、併せて設計のほうを行っていくというふうに考えております。

○南委員長　　よろしいですか。他にございませんか。

○内山委員　　難しい質問ばかりの中で、単純に答えていただきたいんですけども、新築にした場合に、前回の西川委員の一般質問のときに、再度同じことを言うのですけれども、今よりも小さくなると、面積が、建て替えたら。

これは、新築したら小さくなるんですか。ちょっと今までの質疑の中で、もうちょっと分からなかったので、もう一度はっきり答えていただきたいんですけども。

○下村副市長　　複合化したいということがありますので、今ある舞台とか控室がほとんど利用されていなくて、控室等をもう少し狭くしたらほかの部屋が入るのではないんかということもありますとともに、それと新築した場合、やはり道路のところがあるのと、当然昔は防災の建物のところがもう山でしたので、そういったこともあって、ある程度セットバックというのが必要になるのではないかなというふうに考えております。

○内山委員　　ということは、今よりも小さく、狭くなるんですよ、建て替えたら。もう一回同じこと。

○下村副市長　　ある程度控えるという形になると僕は考えております。

○内山委員　　はっきりと狭くなりますよと言ってくれたら、簡単に分かるんですけど、私の理解力がないのか。

○南委員長 副市長、もう一度、はっきりと。

○下村副市長 先ほど言いましたように、道路に面しておるところ、防災センターのあるところがありますので、ある程度控える必要があるということで、床面積は当然減少するものと考えております。

○内山委員 狭くなるという認識に、ちょっと、でよろしいですね。

だとしたら、やっぱり最初に戻るんですけれども、この、今出している概算を、やっぱりきちんと、ある程度狭くなった予算にしたほうが、見るほうも分かりやすいし、見る市民も分かりやすいし、そこら辺をはっきりしないとできない、この概算じゃ、ちょっと参考資料にならないんですよね、私の場合。多分皆さんもそうやと思うんですけれども。

○下村副市長 課長のほうの説明でもありましたけど、やはり競技フロアを狭くしたくないと。バレーボールが2コート、バドミントンが6コート取れる、今の競技フロアを狭くしたくないということで、耐震改修、長寿命化がベストというふうな説明をさせていただきました。

今のフロアを維持するのであれば、こういった同じ面積でやればこれぐらいの金額がかかるということで、あくまでもこれ平米単価いくらというような、概算の数字でございます。

○内山委員 分かりました。

今、尾鷲を全体見たときに、光が丘より向こう、つまり高台のほうに、大きな建物というと、工業高校、そして尾鷲高校がありますけれども、市としての避難所としてできる防災に関しての建物がないというので、本当に気持ち的には、小原野のほうに1件大きな施設を建ててほしいというのが、多分市民も同じ希望だと思うんですよね。

しかし、ここの尾鷲市の今ある体育館自体は、ここの場所は絶対に避難所として必要な場所やと私は思うんですよね。

だからすごく、規模が狭くなっても新しい建物を建ててほしいというのが、すごい希望なんですけれども、お金がない、予算がないと言われると、何とも、私自身も返答もしかねるんですけれども、そこは委員として案として考えなくてはいけないと思うんですけれども、どうしてもお金、市長、出ないんですか。

○加藤市長 この新築の場合に、想定事業費15億円であれば、一般財源の持ち出しとしてはどれぐらいなのかというのは、8億4,700万なんです。この数字でいくと。

これが多少なり下がったとしても、しかし、この金額というのはあんまり下がり度合いが少ないと思います。

ですから、今、8億4,700万を、それを出しなさいと言った場合に、今、財政調整基金、今21億ほどあるんやけど、このうんで8億何千万いっちゃうわけだ。

そうすると、ことごとくこれ13億しかなくなる。13億で、当然、当初予算については、昨日もありましたように、3億なり4億の持ち出し。

結構やっぱり財政調整基金、大変なんですよ。

それを何とか有利な起債で起こしながら、きちんと長寿命化できないかということが基本的な考え方でありますので、ちょっとこの金額からいって、新築というのは、私は大変難しいということは、先ほど来から申し上げているところでございます。

○下村副市長 体育文化会館につきましては、災害時における避難施設となるべき施設ということで、今回長寿命化で公共施設等適正管理推進事業債というのが使える。

これによって、いわゆるトイレバリアフリー化というのを図りたいというふうに考えております。

○南委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、議案第58号、教育委員会の審査は終了いたします。ありがとうございました。

ここで、10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時36分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、病院に入っていただきましたけれども、中途半端な時間でございますので、病院側には議案第61号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決についての説明を受けた後に、昼食にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第61号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について、御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

それでは、説明いたします。

第2条の業務予定量でございますが、患者数につきましては、当初予定しておりました入院1日平均155人に対して、実績から132人とし、年間延べ8,332人の減の4万8,317人に、外来は1日平均352人を344人とし、年間延べ1,825人減の8万3,643人に補正するものでございます。

第3条に定めた収益的収入及び支出につきましては、収入において第1款病院事業収益、既決予定額41億1,588万1,000円を1億1,229万8,000円減額し、合計40億358万3,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項医業収益35億698万円に、補正予定額2億1,249万円を減額し、第2項医業外収益、既決予定額6億880万1,000円に補正予定額1億19万2,000円を増額し、合計7億899万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用、既決予定額44億7,143万3,000円に3,595万4,000円を減額し、合計44億3,547万9,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項医業費用43億5,212万3,000円に、補正予定額3,514万8,000円を減額し、合計43億1,697万5,000円とし、第2項医業外費用1億1,881万円に、補正予定額80万6,000円を減額し、合計1億1,800万4,000円とするものでございます。

第4条予算、第5条債務負担行為につきましては、来年度以降における各事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

追加といたしましては、次のページにわたり、記載の18件を計上しております。期間が単年度のものにつきましては毎年予算に計上しておりますが、そのうち、次ページを御覧ください。中段でございますが、睡眠時無呼吸データ再生処理業務委託と、睡眠時無呼吸データ管理システム使用料につきましては、本年、院長により、本年度の10月より開始しております無呼吸症候群の治療等に関するもので、データ解析及び診療支援システムの使用料を新規として計上しているものでございます。年間につきましては、35件を見込んでおります。

患者の現在の状況でございますが、現在24名で来年度には49名程度になる見込みということで見込んでおります。

また、浄化槽保守点検業務と自家用電気工作物保安管理業務につきましては、そ

れぞれ期間を令和6年度から令和8年度までとするものとして計上しております。

次に、第5条予算、第9条に定めた経費につきましては、職員給与費、既決予定額24億4,708万円から1,815万2,000円を減額し、合計24億2,892万8,000円とするものでございます。

第6条では、予算第11条に定めた棚卸資産の購入限度額7億6,604万4,000円を7億5,801万6,000円に改めるものでございます。

次の3ページを御覧ください。

令和5年度尾鷲市病院事業会計の補正予算（第2号）の説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入、第1款第1項医業収益、第1目入院収益において1億4,832万4,000円を減額し、第2目外来収益では6,416万6,000円を減額するものでございますが、いずれも患者数の当初の見込みを下回っている状況によるものでございます。

内容につきましては、後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

次に、第2項医業外収益、2目補助金1億19万2,000円の増額につきましては、新型コロナ対策事業補助金の4月から9月までの実績に基づくものでございます。

また、本年度は補助金算定の改定等がなされ、10月以降から年度末までにおける空床確保補助金は、一定の感染拡大がない限りほとんど支給の見込みはないものと考えております。

次に、支出でございますが、第1項医業費用、第1目給与費1,865万2,000円の減額は、1節報酬において2,667万9,000円の減額、2節給料1,186万円の減額、3節手当は1,245万9,000円の増額、及び4節法定福利費742万8,000円の増額で、別紙給与費明細書のとおりでございます。

第2目の材料費654万9,000円の減額は、主なものとして1節薬品費2,417万9,000円の減額と、2節診療材料費1,704万7,000円の増額で、いずれも実績に基づく増減でございます。

第3目経費994万7,000円の減額は、主なものとして5節消耗品費100万円の増額。8節燃料費は実績に基づく400万円の減額。11節修繕費は医療機器の修繕の増による200万円の増額。13節賃借料は手術用器具の賃借料の増による500万円の増額。また、15節委託料につきましては、患者数の減による給食委託料600万円の減額。20節負担金は正職員の医師が増えたことにより、三重大学の医師の派遣の給与負担金を906万円減額するものでございます。

4 ページの第 2 項医業外費用 8 0 万 6 , 0 0 0 円の減額は、第 3 目雑支出控除対象外消費税 8 5 万 3 , 0 0 0 円の減額及び第 4 目消費税及び地方消費税 4 万 7 , 0 0 0 の増額で、消費税額を再計算したことによるものでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

補正後の令和 5 年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これは令和 5 年度 1 年間の現金の増減を表すものでございますが、次の 6 ページを見てください。一番下の下段の今年度末の資金残高は 1 4 億 8 , 2 8 6 万 1 , 0 0 0 円となる見込みでございます。

7 ページ、8 ページは給与費明細書でございます。

続きまして、9 ページ、1 0 ページには、令和 5 年度尾鷲市病院事業会計の予定損益計算書でございます。

1 0 ページを御覧ください。

下から 3 段目の当年度純損失は、第 1 号補正予算の当年度純損失 3 億 5 , 6 8 4 万円に損失額 7 , 6 4 2 万 6 , 0 0 0 円を増額して、4 億 3 , 3 2 6 万 6 , 0 0 0 円の純損失となる見込みでございます。

次に、1 1 ページを御覧ください。

1 1 ページから 1 3 ページにつきましては、貸借対照表 1 4 ページ以降に注記を記載しております。

以上が補正予算に対する説明でございます。引き続き担当職員により、資料において説明をさせていただきたいと思っております。

○南委員長 　　お願ひします。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 　　常任委員会資料の、まずは資料 1 ページを御覧ください。

医業収益について御説明いたします。

まずは、入院収益について主な補正といたしましては、内科の在院日数が前年と比べ短く、D P C の特性である診療単価は上がったものの、1 日の平均患者数が当初の見込みよりも少なかったこともあり、約 3 億 3 , 0 0 0 万円の減額となります。

次に、主な補正といたしましては、整形外科医師が 1 人から 2 人に増えたことにより、入院患者が増加し約 1 億 9 , 0 0 0 万円の増額となります。

全診療科を合計いたしますと、1 億 4 , 8 0 0 万円の補正減ということになります。

次に、下段ですが外来収益について主な補正要因といたしましては、当院で透析治療を行っている患者さんが、他の医療機関での入院治療が必要になったこともあり、それに伴いまして、内科の1日平均患者数の当初の見込んでいた数よりも少なく、約6,700万円の減額となります。

全診療科を合計いたしますと6,400万円の補正減となることとなります。

入院と外来のほう合わせまして、約2億1,200万円の補正減ということになります。

以上が資料1に関します説明といたします。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長　私のほうからは、資料2、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助について説明させていただきます。

この補助は令和2年度に国が始めた事業で、新型コロナウイルス感染症に罹患した入院患者を受け入れるには、各医療機関で空きベッドを用意する必要があり、その場合、入院収益が減少となるため、補填するための補助であります。

令和5年度は、感染症の分類が2類から5類に移行したことにより、単価の引下げや対象ベッド数の算定方法が変更となりましたが、補助事業は継続されることとなったため、補助額が確定した9月分までの補助金を予算計上しております。

今回の補正額は1億19万2,000円となっており、内訳としましては、1床当たりの補助単価4万1,000円に、空床、休床ベッド数を掛けたものとなっております。

ただし、ここの4月分に関しましては、入院患者数が県平均の前3か月の7割を下回っていたため、補助単価が引き下げられていることで2万9,000円ということになっております。

なお、10月以降につきましても、補助制度は継続されることにはなりましたが、補助単価及び対象ベッド数が大幅に減となるため、補助はほとんど見込めません。

説明は以上です。

○竹平総合病院事務長　補正予算に対する説明は以上でございます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

このままの補正予算の審査だけ行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

御意見のある方、ございませんか。

○仲委員　2点ほど。

国庫補助金の予算書の3ページの補助金のあれなんですけど、10月以降は、一定の使用がない場合は補助金が見込めないというお話だったんですけど、発熱外来の実態とか、これからの、少々ちょっとコロナも一点何倍というようなことで出てきつつありますので、発熱外来の今後の考え方とか実施方法、もう一つは、今後のコロナのベッドの確保数が分かれば、教えてください。

○高濱総合病院総務課長 発熱外来に関しましては、当院はもともと発熱外来としては用意しておりません。

救急外来で電話をしていただいた後に、発熱症状がある場合は何時にどこどこに来てくださいという形で、あくまでも救急外来という形でさせてもらっています。発熱外来として設置しておりません。

補助金の確保のベッド数といたしましては、今まで4床まで最大で取ってくださいということなんですけど、流行期によって補助対象となるベッド数が変わります。現在は対象が0床ということになっています。現在は。

コロナの流行時によって、フェーズ0からフェーズ4まで変わりますので、フェーズ4になったときに最大4床が補助対象になるということ。

ですので、その変動もあったのと、単価によってもう今後ほとんど見込めないであろうと考えております。

○仲委員 私が聞きたいのは、補助対象云々じゃなしに、これから入院患者も想定した場合、コロナで入院ができるかどうか、そのベッド数が確保されているかということを知りたい。

○高濱総合病院総務課長 入院が必要であれば、そこでコロナというのが分かっているとしても、入院は必要であれば入院で対応させていただきます。

先ほど言ったように、確保がそういう形でということで、以上です。

○仲委員 2ページの睡眠時無呼吸データ等のあれで出て、これ、新規で多分出てきておると思うんですけど、院長やったかな、専門医と言うたらいいんか知らんのか、ちまたではよい先生が、無呼吸の、みえられたというお話が、ちょっと流れてきておるんですね。

僕らも無呼吸が少々あるほうなので、結構多いと思うんです、高齢者で。

これを、せっかくこういうことで予算も出ていますもので、無呼吸の症状のある方についてのPR、尾鷲病院で無呼吸をちゃんと診察しますよというような、特にPRをぜひお願いしたいんですけど、どうですか。

○竹平総合病院事務長 その件につきましては、何とか検討して、PRできたら

いいなというふうに考えております。

○小川委員 7ページ、給与が1,800万ほど減っていて、職員数がマイナス6になっている。これ、看護師さんが減っているということなのでしょうか。

○高濱総合病院総務課長 看護師が減っているのと、あと、当初予算に立てた人数ほど確保できなかったというのと、両方あります。

○小川委員 足りないということは、看護師さんの仕事、激務になっていると思うんですけども。

来年度から病院の働き方改革始まると思うんですけど、医師もひよっとしたら引き上げられるおそれもありますよね。

看護師さん足りなくなっていて、激務になったら余計辞めていくんじゃないかと思うんですけど、その点どのようにお考えですか。

○高濱総合病院総務課長 今、委員さんがおっしゃった働き方改革の始まり、医師のみが来年度、看護師はもう既に始まっております。

看護師に関しましては、確かに人員不足で、その中でどれぐらいの配置でやっていけるかというのは、看護部と常々話しながらやっております。

医師の働き方改革についての引上げは、三重大学、伊勢赤十字病院と話しながら、どれぐらいの労働時間がうちで可能であるかというのを確認しながら派遣を行っておりますので、現在のところ引上げという話は聞いておりません。

○南委員長 よろしいですか。

ちょっと市長にお聞きしたいんですけども、この前も市長が記者会見のほうで述べられておりましたが、いかんせん内科の医師が8名増えても、収益的には上がっていないということで、約、今のあれでも、かなりの減額なんですけれども、この要因としたら、主に当然コロナ診療人口の減少があるんですけども、特にそのほかの要因というのは、あられるんですか。患者数の減。

○加藤市長 内科の医師が増えて期待していた以上に、要するに収益が伸びてないという、これが実態なんですよね。

いろいろ、要するに、病院に対する治療なり、それが必要なくなったかということも考えられるんですが、当然のことながら全体の2%ぐらいは、平均したら人口減でもって減っているのかなというようなあれもあるんですけども。

非常にこの辺の分析は大変難しいと思うんですよね。

僕としては、もっともっとやっぱり市民の皆さんに、やはり尾鷲総合病院を活用していただきたいということをPRしたいと。これだけの人が増えたんですから。

整形のほうは何とか収益としては伸びているんですけども、内科としては伸びていることは伸びているんですが、期待した以上に伸びていないというようなのが実態でございますので。

もっと、要するに自分の健康のためにも、やはり尾鷲総合病院を活用していただきたいということを、私としては常に市民の皆さんに訴えたいという思いが十分あります。

○南委員長 分かりました。

○西川委員 市長の思いはよく分かりましたけど、僕、一般質問で売店のこと言いましたよね。それだけ市長、何とかやっただってくださいよ。

一般質問でやってから、コンビニも出してもらえなかったという患者さんからの苦情もくるし、逆に言ったったもんで。もう早くあれやっただってくれんと。

病院でしか買えない、売店でしか買えない医療機器みたいなものもあるみたいなもんで、それ、市長もぜひともお願いします。

○加藤市長 本当に、病院に、要するに入院病棟を抱えているところ、特に入院病棟を抱えている病院に対してにおっしゃるように、やっぱり売店がないというのは、これはやっぱり大変だと思う。

これを何とか、多分今、事務局一生懸命頑張っているんですけど、今どういう状況になっているのかということぐらいは、事務長なり総務課長のほうからちょっと説明させていただきますので。

○南委員長 予算に直接関連ないんですけども、特に市民が心配している大事な問題ですので、お答えをお願いします。

○竹平総合病院事務長 確かに、売店のほうにつきましては、大変、患者さんとか見舞いに来られる方につきましても、大変御迷惑をおかけしておるというふうに考えております。

確かに、病院としても、できる限りこのようなサービスというものは当然続けていきたいという方向性の中で、今、鋭意検討しておるんですけども、確かに業者については見つからないという現状がございます。

ですので、売店に代わるものも含めて、自販機なり何なりも含めた検討も、今、開始しておりますので、もう少しまた引き続き努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長 寝巻、腹帯、バストバンド、三角巾、止血バンド等が特に貼り紙で、総務課で販売しておりますよと貼っておりますけれども、調剤薬局も恐らく、こう

いった時間帯に閉まるということでございますので、時間外に買えないという、大変不自由があると思いますので、ぜひとも早く開けられるような対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

ここで、昼食のため休憩をいたします。

午後は1時15分から行います。すみません。20分にします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時17分)

○南委員長 少し早いようですけれども、引き続き行政常任委員会を開催いたします。

先ほど来、病院のほうの補正の説明と審査は済んでおりますので、その他の事項の尾鷲総合病院の経営改革プラン（案）について、事務長より説明を求めたいと思います。

どっち。事務長。

○竹平総合病院事務長 すみません、総務課長から説明をさせていただきます。お願いします。

○高濱総合病院総務課長 それでは、タブレットのほうに資料通知させていただきます。

それでは、尾鷲総合病院経営強化プランについて説明させていただきます。

今回説明する内容は素案でありまして、今後議員さんからの御意見とか、あと来年1月に開催予定の尾鷲総合病院運営懇話会での意見も参考にさせてもらって、取り入れることは掲載していきたいと今後も考えております。

それでは、要約して説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

1ページをお願いします。

第1章、経営強化プラン策定、1、策定の趣旨から説明いたします。

①公立病院の経営状況、②新型コロナウイルス感染症対応における公立病院の役割と課題、③国の医療政策の動向と公立病院の課題、2ページへいってもらいまして、④公立病院の経営強化の基本的な考え方という四つの項目があります。

内容は、国から、公立病院は経営状況が非常に厳しいが、地域の重要な役割を担い、今回のような新型コロナウイルス感染症のような新興感染症にも備え、さらに医師、看護師不足の中で、機能強化のための役割や機能を見直し、持続可能できるようにするためには、経営を強化する必要があるとのことから、経営強化プランの

策定が必要になった、ということの内容でございます。

2、これまでの尾鷲総合病院の取組では、平成21年3月に尾鷲総合病院改革プランを策定し、また平成29年3月に尾鷲総合病院新改革プランを策定しました。

令和2年3月にこの尾鷲総合病院新改革プランを見直し、現在はこの見直したプランに沿って運営しております。

5ページをお願いします。

尾鷲総合病院の、第2章、尾鷲総合病院の現状で、①尾鷲総合病院の概要でございます。こちら、尾鷲総合病院の過去からの沿革を記載しております。

昭和17年尾鷲町立病院、この頃は多分おわし町立病院と読むんですかね、の歴史となります。

6ページをお願いします。

こちらは、2、尾鷲市と紀北町の人口推計であります。2018年の国立社会保障・人口問題研究所のデータからになっております。

医療圏である尾鷲市と紀北町の2045年までのデータをグラフにしたものでございます。2045年には現在から半減するようなデータとなっております。

7ページをお願いします。

3、こちらは尾鷲市、紀北町の患者動態で、こちらは2019年の産業医科大学からのデータで、尾鷲市と紀北町の将来の患者動態をグラフ化したものであります。

2010年を基準にして、尾鷲市が100、紀北町も100%から、今後どうなっていくかというデータでございます。

2025年では入院患者が200%から170%、外来患者のほうでは200%から150%になる見込みです。

こちらは尾鷲総合病院の患者というわけではなく、尾鷲市と紀北町の住民のそれぞれの入院、外来の推計となっております。

8ページをお願いします。

こちら、4、地域医療構想の必要ベッド数及び各病院の病床の資料でございます。こちらは、三重県の地域医療構想で示された資料となっております。

上段の表は、東紀州の176床、現状のある数字から、必要数が2025年には561床になるであろうという資料でございます。

下段の表は、東紀州の各ベッド数で、尾鷲総合病院の休止病床のうちの55床のうち、50床前後を廃止していく予定でございます。

9ページをお願いします。

第3章、経営強化プランであります。1、こちらからがプラン本体の内容となります。

1. 役割、機能の最適化と連携の強化、①地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能については、最後の下から8行ぐらいになるんですけど、「高齢化の進展により、疾病構造の変化を通じ必要とされる医療の内容は、『病院完結型』から地域全体で治し、支える『地域完結型』に変わらざるを得ない」、と認識が示されておりますが、現在の尾鷲市、紀北町の地区では、地域完結型も困難になり、都市部での専門治療の後、回復期等のポストアキュート、ポストアキュートとは急性期の経過後に引き続き入院医療を要する状態ということになります、の役割の機能を有する病院が必要となることから、尾鷲総合病院がその役割を担うことが必要であると、役割の機能と考えております。

10ページをお願いします。

②地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能、となります。

この項目では、尾鷲総合病院は回復期の病棟によって、レスパイト入院、レスパイトは一時入院のことです、の積極的な活用促進も含めて、医療の分野で中心的な役割を担う必要がありますと。

また、尾鷲市において唯一の病院であるため、サブアキュート、これは急性期の入院医療までは必要としないが、在宅や介護施設において症状のちょっと悪くなった状態のところを担う病院という役割になっています。その役割の機能を果たして、第一病院や長島回生病院と共に連携して、在宅や施設までの治療、療養の場として、尾鷲・紀北地区の地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組むことという内容にしております。

③機能分化・連携強化についてです。

ちょっと繰り返しになるんですけど、地域医療構想ではなく今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、病院間の役割分担と連携強化を検討することが必要であるとされています。

そのため、『病院完結型』から地域全体で治し、支える『地域完結型』に変わらざるを得ないと示され、東紀州地域の基幹病院である尾鷲総合病院は位置づけられてはおるんですけど、現在では地域完結型も難しくなりつつあり、専門的治療は三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院、松阪中央病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院などの連携を強化していく必要があります。

一方、新型コロナウイルス感染症のように、地域の患者は地域で診るという地域

完結型の機能も必要であるということです。

初期救急におきましては、尾鷲・紀北地区は、休日夜間応急診療所みたいな建物がありませんので、休日は尾鷲総合病院を利用して、紀北医師会の先生方に協力していただき、初期救急の対応をしております。

その初期救急の対応のために、門前薬局の先生方も薬剤師の先生方も尾鷲総合病院を利用していただいて、紀北医師会の協力によって、休日の初期救急だけですが、その患者さんへの院内処方として、連携を強めております。このように、尾鷲総合病院と紀北医師会、紀北薬剤師会が尾鷲総合病院内で連携して、このような一次救急の取組をやっておるのは、全国でもまれと考えております。

このような状況でありながらも、緊急性、専門性の高い脳卒中、心筋梗塞等や重症外傷等、複数の診療科の領域にまたがる疾病等、幅広い疾病に対しての高度な専門的な医療や、その他の治療が受けられる、医療で対応できない重篤患者の対応とする三次救急の患者は、専門的な治療が受けられる病院への搬送が必要でありますので、それ以外の手術、入院等が必要な二次救急の対象の患者におきましては、尾鷲総合病院が24時間365日受け入れていくという形を堅持していきたいと考えております。

同じく二次医療圏内に紀南病院がありますが、以前の地域医療構想では、急性期を尾鷲総合病院、回復期を紀南病院というような機能分担を求める声が大きかったんですが、地理的条件とか尾鷲病院と紀南病院との距離感、それとあと住民の生活圏などを考慮すると、地域医療構想の各委員さんも、やはりこの二つの病院が、この地域では必要であるという認識に変わってまいりました。

病床や医療試験が同規模で、地理的にも同じような環境で、相互に補うような関係が必要でありますので、一方が受入れ困難になった場合は一方が受けられるような関係を今後は構築していく必要があると考えております。

次からは医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標です。

後ほど御覧ください。

13ページお願いします。

一般会計からの繰出金の尾鷲総合病院に係る部分の項目を記載しております。

14ページお願いします。

⑥住民の理解のための取組といたしましては、運営懇話会を毎年1回開催しております。

2. 医師・看護師等の確保と働き方改革、①医師・看護師等の確保につきまして

は、実習の受入れや修学資金等により確保に取り組んでおります。

②臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保では、初期研修を尾鷲総合病院では地域医療研修の分野を担当しております。それで尾鷲総合病院を知る機会になればと考えております。

③医師の働き方改革への対応です。医師の負担軽減のために、タスクシフト、これは多職種による医師の業務を一部担わせることとなります、の導入や、医師事務補助員の充実。

あと、多職種でチームで行って、タスクシェア、これは医師の業務を複数の職種で分け合う、というような形で取り組んでいきたいと考えております。

医師の時間外労働の削減のために、宿日直許可を取得して、また宿日直の当番の回数が減るよう、また外部からの非常勤の協力も得ながら、医師の働き方改革に取り組んでまいりたいと考えております。

医師の勤務時間数を把握するためにタイムカードを導入しております。

15ページをお願いします。

3. 経営形態の見直しにおきましては、現在の尾鷲総合病院の経営形態は、地方公営企業法の一部適用であります。今後経営強化のためには、次の四つの方法が考えられます。

①地方独立行政法人化（非公務員型）が今、増えてきております。②地方公営企業法の全部適用。③指定管理制度の導入。④事業形態の見直し、民間譲渡などがこれに入ります。

このような四つがありますが、尾鷲総合病院の経営につきましては、①地方独立行政法人化の移行については、外部から経営者を民間人として添えることが可能になります。経営的には柔軟な取組が可能と思われませんが、地域医療に重点を置くこの地域の尾鷲総合病院の役割を考慮しますと、救急外来を含めた不採算部門の維持が懸念されることがありますので、市政としての関与が弱体化する懸念があります。

②地方公営企業法の全部適用に関しましては、メリットはごく一部の限定した効果のみと考えております。

③指定管理制度の導入につきましては、指定管理者の意向にもよりますが、病院機能を重点を置くと、経営改革までが難しいのではないかと考えております。そのために、尾鷲市における医療行政の一部として、市の施策を実行していくためには、現状のまま地方公営企業法の一部適用として運営していくことが望ましいと考えておりますが、今後も、運営経営形態につきましては、メリット、デメリットを検証

して考えてまいりたいと考えております。

4. 新興感染症の拡大に備えた平時からの取組におきましては、尾鷲総合病院は感染指定病院ではありませんが、この新型コロナウイルス感染症の対応を教訓とし、新興感染症に常に対応しなさいと、令和4年に感染症法が改正しました。

平時に都道府県と医療機関がその機能、役割に応じた新興感染症に係る協定締結の仕組みが法定化されたことによって、尾鷲総合病院でも病床を確保して、院内の感染対策委員会を中心として、新興感染症への対応も取り組むこととしております。

5. 施設・設備の最適化、①施設・設備の適正管理と整備費の抑制では、昭和44年に260床として開設しました尾鷲総合病院であります。築54年が経過して、また平成8年に増築しました新棟も27年が経過して、劣化してきた部分も多くなってきております。

そのため、早めの修繕を行って、長寿命化を念頭に取り組んでいきます。

17ページをお願いします。

こちらは主な医療機器、施設の設備更新計画についてなんですけど、ほぼ空白に赤でなっているんですけど、これは今後年末年始にかけて当初予算編成を行ったときに、その結果を基に優先順位をつけていきたいと考えております。

②デジタル化の対応といたしましては、平成25年度に電子カルテを導入しまして、検査等のオーダーや医事会計も連動させて、スピード化を図っております。令和4年度に最新バージョンに更新したところであります。

また、CT、MRI等の画像もデジタル化いたしまして、常勤医師、放射線科の医師の不在を補うために、三重大学や伊勢赤十字病院とも連携して、画像の読影の診断業務を行ってもらっています。

今後もDX、デジタルトランスフォーメーション等により、医師や看護師等の負担軽減を行えるように取り組んでまいります。

6. 経営の効率化等で、①経営指標に係る数値目標は、また後ほど御覧ください。

19ページをお願いします。

③目標達成に向けた具体的な取組といたしまして、1) 役割・機能に的確に対応した体制の整備では、昭和44年に開設した当時の260床を、現在では一部地域包括ケア病棟に転換したものの、255床を維持して運営しております。尾鷲市の人口動態と同様に、医療圏人口も減少しまして、高齢化を鑑みると、病床の削減をしていく必要があると考えております。

三重県の地域医療構想のデータでも、東紀州の急性期の必要ベッド数の試算もあ

ることから、令和6年度にかけて、病床の削減を行ってまいります。削減する病床数ですが、診療報酬等の影響も考慮しまして、200床以上がベストなのか、未滿にするのがベストなのか、今後十分検証して行って、削減する病床数を決定していきたいと考えております。

2) マネジメントや事務局体制の強化では、職員の育成について記載しております。

3) その他の取組にいたしましては、令和8年度までの新棟の元金償還金とともに令和3年度の電子カルテ・リニアック装置、令和4年度にMRI、令和5年度にCT装置等、大型投資によって、収益的収支では減価償却費、資本的収支では元金償還金と重なるため、経営状況は今後3年間さらに厳しくなります。

そのため、費用をできる限り抑制して、医療機器の更新や設備投資に関しては、年間1億程度をめどにした制限を行って取り組んでいかなければならないと考えております。

この内容を収支計画にしたものが21ページなのですが、お手元のペーパーのほうを見てもらったほうがよろしいかと思うのですが、この表は平成28年度から令和10年度までの収支状況を表にしたものでございます。

令和4年度までは決算、令和5年度は今回の2号補正後、6年度以降は計画となっております。

今回の経営強化プランは9年度までを要請されておるのですが、尾鷲総合病院にとって10年度に改善傾向が見られるために、10年度まで記載しております。

令和6年度以降の収支計画において、6年度の医業収益の入院収益は、タブレットのほうで18ページまで戻っていただいて。そちらの延べ4行目に、延べ入院患者として5万5,845人を計画しております。この数字は、当院の常勤の医師数で対応できる患者数と、産業医科大学の入院患者数の疾病別のデータを基に計算した結果を計上しております。当院の診療科別の患者単価と日数を計算した結果、入院収益として計上しております。

7年度以降はその疾病構造や人口減少を基に、毎年2%ずつ減少していくと考えて計算しております。

表のほうに戻っていただいて、外来収益のほうは、コロナ禍、コロナ後と比較的安定はしておりますので、5年度の患者数を基に人口減少を比例して計算した結果を記載しております。

費用のほうは、この医業収益に対して人件費65%、材料費20%、経費20%

とすることによって、安定した病院経営ができるのではないかという根拠にしております。

その結果を基に、6年度以降も赤字となってしまいますが、22ページのほうの表を御覧ください。

こちらは、投資とキャッシュ・フローの計画表になります。

一つ目の表の資本的支出の建設改良費を御覧ください。上から9行目辺りです。資本的支出の建設改良費です。

平成28年度は9,000万ありますが、その後、1億3,000万前後で3年間推移しまして、令和2年度では1億7,500万、3年度では7億3,600万、4年度では3億4,900万、5年度では2億300万との投資を行ってまいりました。

現状では、このような大型投資の予定はないのですが、2億から3億の投資を今後続けた場合のシミュレーションした結果、令和8年度末には資金ショートを起こす見込みとなりました。

そのために、先ほども申しましたが、投資を1億円に抑えることによって、2段目のキャッシュ・フローのほうお願いします。キャッシュ・フローの推移であります。9年度までは毎年2億5,000万程度減ってしまいます、6年度、7年度、8年度では1億8,000万、9年度は1億。ただ10年度には収支がプラスに転じるというような計画にしております。

以上が尾鷲総合病院の経営強化プランの内容となります。

○南委員長 走って説明してもらったんですけども、この際ですので、特に。

○濱中委員 途中で、この尾鷲総合病院に求められる役割の中の説明のときに、ポストアキュート、サブアキュートを求められて、地域包括のシステムをつくられて、さらにDPCの機能も、DPCそのものが経営改革の中でやられたことやたと私は思っておるので、今回、DPCをもってしても、やっぱり入院収益が減ってしまっていますよという説明をした後で、このポストアキュート、サブアキュートがあって地域包括システムを求められて、それでDPC、これも保っていけるのかなという辺りがちょっと心配になっております。

DPCの中にある、午前中に聞かれた看護師さんの数の辺りやとか、その辺りもちょっと気になるところなんですけれども、その辺りの見通しというか、あと病床数削減の話もある中で、どこまで減らすかという話になったときに、もう急性期病院としての役割がきちんと示されんことには、DPCが強制退出もあるというよう

な説明もあるので、その辺りの見通しちょっと、今、考えられることをちょっと御説明いただけますか。

○高濱総合病院総務課長　　まず役割の部分ですけど、国としたら今回の経営強化プランは、公立病院に求めるものは、先ほどから言わせてもらっているこの機能と分担が、いろんなことをしなければならない、新興感染症、地域での役割。

それをするためには、経営の体力をつけなさい、強化しなさいというのがこのプランなのです。

ただ、我々から言わせてもらおうと、それらをしているので経営がなかなか厳しいんですということはあるんですけど、その中で今委員さんがおっしゃった、経営改革のDPCとかそういうことは、今後も引き続き経営改革には取り組んでいかなければならないと思っていますし、そのための効率化としまして、病床削減も考えております。

その中で、いかに効率よく経営していくかという方向に切らざるを得ない。さらに今後3年間は、耐えなければならないというプランでさせてもらっていますので、その辺御理解をお願いします。

○濱中委員　　DPC制度に関しては、そのときそのときでいろんなことが改革されていっておりますので、もう一番最初に言われたように、入院日数が削減されれば点数が高いと、もう単純なものでなくなってきたことは理解するんですけども、やっぱりそれでも診療効率であるとか、診療の成績であるとかというところを重視したときに、やはり高齢化がもう著しい地域においては、その辺を患者さんに理解してもらうための時間とか、説明にかける時間とか、そういったことも必要になると思うんです。以前よりも。

そのときに以前、十数年前ですか、それこそ三重大の先生たちが出前講座をやってくれたりとか、病気の出前だけではなくて、そういった病院の仕組みのことですか、出前講座をしながら市民の方に総合病院を理解してもらおうという取組、あったと思うんです。

あのとき、結構市民の方たちは興味を示してもらったというふうに実感できたんですけども、もう今の状況では、そういう出前講座とか市民の方への理解を求めようような行動はどうか、するような余裕はないですか。

○高濱総合病院総務課長　　余裕があるなしにかかわらず、やらざるを得ないのかなというのは、今、委員さんからも言われて感じております。

尾鷲総合病院の在り方、いつも苦情等もいただく受診の仕方とか、うちが果たす

べき機能とか、提供できる医療の内容、この場で結構言わせてはもらっておるんですけど、やはり市民の皆様になかなか浸透はしにくいのかなと。

その時々によって大事なことは新聞等も使わせてもらって、周知はさせてもらっておるんですけど、やはり今後のこういう尾鷲総合病院の医療体制になったときには、もうちょっと市民に周知するような努めはやらなければならないと考えております。

○濱中委員　あともう一つ、ちょっと細かいところで、ドクターの働き方改革のところで言われたタスクシェアのところに書かれている部分は、これはこれから新たにではなくて、今までもやってこられておることがほとんどかなと思うんですけども、それをさらに強化させるという意味で書かれておるんやとしたら、ちょっとここに書かれている内容は今までやってきたことですよね、という感じがするんですけど、どうですか。

○竹平総合病院事務長　働き方改革のところについては、例えば特定医療行為であるとか、そういったものは、当然看護師さんがこれから研修で学んだりとかそういったことで、医師が今やっておるところの部分についてできる行為、そういったこともできるようになってきて、研修行為とかが開催されています。

それに対して、今の人員体制の中で、そこまで、研修までまたいかせなければならないので、あとはもう人員の配置とか、そういう看護師さんの責任も大きくなりますので、その辺も踏まえながら検討していかなければならないのですけれども、一応そういうこともこの働き方改革の中で国のほうが示してきているので、そういうことは当然ながら検討していくという形になると思います。

○小川委員　10ページのところなんですけど、委員長の一般質問でもあったんですけども、この下のほうに、緊急性の高い脳卒中、これ脳卒中の場合、尾鷲、薬もありませんし脳外科もないので仕方ないんですけど、急性心筋梗塞、最近多いですよ、救急車で運ばれる方。

医師でカテーテルできる先生もみえるみたいな、何でカテーテルやらんのかなと委員長が一般質問していましたけど、新たにまた機器でもいるんですか。

そのためにできないのか、その理由をちょっと。

○竹平総合病院事務長　脳梗塞であったり心筋、心臓疾患であったりという部分については、三次救急になるのですけれども、心臓疾患については、確かに一般質問でもお答えさせていただいたように、医師としてはおります。

ただし、入院とかそういったことも必要になることも踏まえて、医療機器も当然

必要な部分があります。

ただ、今おる現状ではなかなか難しいので、やっぱりその辺のきちんとした医師も常勤できちんとおれば、また、そういうこともできると思いますので、その辺については、また今後の検討になるのかなというふうに思いますが。

○南委員長 総務課長よろしい。

○小川委員 ちょっとうわさで、うわさの話をするわけにはいきませんが、病院の先生、カテーテルやりたいという先生がみえるというのを聞いたんですけど、その点はいかがなのでしょうか。

○高濱総合病院総務課長 やりたいという先生で、できる先生はいらっしゃるんです、院内に。

ただ、先ほど事務長が申しましたように、機器が今、そろっていないと。機器をそろえた場合に高額な機器となりますと。

それぐらいの投資をするのであれば、南委員さんからも依頼のありました救急対応、そういったこともできればやりたいと。

でも、それぐらいの投資をして、救急医療の心臓疾患に対する投資に対して、マンパワーがないというのが現状でございます。

○南委員長 よろしいですか。

○仲委員 地域医療構想、きちんとここへ記入されているんですけど、そのまま。

尾鷲市の総合病院で、病院完結型から地域完結型へ行くのでも、かなり難しいと書かれていますね。

それで、今後の考え方として、回復期等のポストアキュートと、今副議長も言われましたけど、サブアキュートの役割を果たしていくと。この二つを果たしていく上で、今回この収支計画を説明していただいたんですけど、これは置いておいて、本音の話、この二つの方向性で、総合病院は持続可能な収支が保てると思いますか。

○高濱総合病院総務課長 基本的には、二次救急の分野の急性期を持ちつつ、サブアキュート、ポストアキュートの役割を担わなければならない病院になるであろうということで、基本的には急性期を中心とした百四、五十床残す予定ではあるんですけど、それらを中心として、回復期、ポストアキュートの分野を携わっていくのがうちの役割であろうと考えております。

○仲委員 まさしくそのとおりでございますけど、救急医療を堅持しつつ、二次救急を担うと。

逆に、今の国では言われておるのは、県でも、二次救急から、いうて尾鷲市で言

うと総合病院から町医者へ紹介していくというような方向性が既に出ているということなのですが、それは国の方針として、県の方針としてもその方向性は間違っていないと思うんですけど、このプランの中で、総合診療という言葉が出てきていないんですね。

ちまたでは総合診療の方向性もあるのではないかと。

単純に、僕らは専門家じゃないけど、総合診療とは何とひもといた場合、これいいなと思うんですけど、そこらの見解というか、県、国の方向性というのは全くないんですか。

○高濱総合病院総務課長　総合診療の場合は、三重大学の、うちと委嘱してある外部のアドバイザー、三重大学の教授になるのですが、総合診療の獲得のアドバイスはもらっています。

今後、この急性期の率が下がって行って、回復期等にさらにシフトしていくときに、この総合診療が必要になってくるであろうと考えております。

それは、多分これの次か、次の次のプランが、そういう総合診療を中心とした病院の形になる場合は総合診療をメインとした、もしくはそこにはもう外科とか整形とかがどういう位置づけになるか分かりませんが、そういった総合診療メインの、回復期を中心とした病院にシフトチェンジした場合の想定は考えております。

○仲委員　一次救急、一次医療、二次医療を担うという尾鷲総合病院、総合病院という名前で売っていますので、もう既に総合診療が、尾鷲市の地域内では必要とされているんじゃないかと。

都会と比較するとちょっと違いますけど、高度な手術ができない、三次救急待つという中では、総合診療をやっぱり重要課題として、今から検討していくという方向性があってもいいと思うんですけど、最後、どうですか。

○高濱総合病院総務課長　総合診療の分野は、ここ数年そういうふうには叫ばれてきた分野になります。

三重大学のほうも、総合診療の講座があるのはあるんですけど、その医局には、旧、うちに来ている第一内科の先生方がそちらに回ったりとかで、各地域に派遣できるようなまだ大きな医局にはなっておりません。となると、フリーランスを獲得していくということになるんですけど、その辺、総合診療のできるドクターは、前年度から、三重大学に頼らずに、去年医師不足になったときに、全国公募とかやれることは全部やるという中で、総合診療医にも交渉は続けております。

○仲委員　分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、この病院改革プランは終了させていただきまして、もう一つ、院内の状況についての説明を求めたいと思います。

○竹平総合病院事務長 ちょっと報告になるのですがけれども、診療科について少し報告をさせていただきたいことがございますので、この場をお借りして、ちょっと報告をさせていただきます。

まず、整形外科の受診についてのことなのですが、これは新聞広告、ホームページ等でお知らせをさせていただいておるのですがけれども、12月1日から整形外科においては、患者さんの待ち時間の緩和ということも含めて、火曜日、木曜日の初診の予約制ということで、御理解いただきたいということで、新聞広告等も出させてさせていただいております。

これにつきましては、やはりお医者さんが増えたこともあって、それによって患者数が増えておるのですがけれども、患者が増えたことによって、逆に待ち時間も長くなってしまったということもありますので、そういった点で今回予約制を取らせていただいたということで、御報告させていただきたいという点が1点あります。

○南委員長 火、木な。

○竹平総合病院事務長 はい、そうです。火曜日と木曜日の初診は、あくまで初診は予約制と。

○南委員長 予約制やな。ちょっと今の、それについて。

○小川委員 予約取る場合というのは、電話でも取れるわけですか。

○竹平総合病院事務長 これは電話予約でも可能でございます。

○南委員長 併せて。

○竹平総合病院事務長 それとはまた別なんですけど、これは前に議会でお示しさせていただいた小児救急の件でございます。

これにつきましては、実は小児救急につきましては、11月から一応日曜日の救急について、中止という形を取らせていただいております。

これについては、大変皆様方に御迷惑をおかけしておるのですがけれども、これまで5月以降、小児救急ということで、土曜日と日曜日にお医者さんに来ていただいて、その中で診療しておったのですがけれども、これを誠に申し訳ないんですが、11月よりは中止ということになりました。

一応4月から10月までの外来患者等の現状でございますが、土曜日が19回あ

る中で患者数が8人。それと、日曜日についても同じく19回あって、患者数が43人という形の中で、患者数については少ない中でありましたけれども、しておったのですが、こちらにつきましては、誠に申し訳ないのですが、お医者さんとの協議の上で、11月以降ちょっと中止とさせていただきますので、この場を借りて御報告させていただきたいと思います。

○小川委員 以前、子供が頭を打って救急へ電話したら、そこで小児科医がいないのでということで、診てくれなかったんですよ。

それでまた、その方がもう一回紀南病院に電話をしたら、紀南病院は小児科の先生いないけど、内科の先生が診てあげますから連れてきなさいということで、紀南病院で診てもらったということがあるんですけども、あまりにも、その中止というの、どうなのかなと思うんですけど、その点いかがですか、紀南病院と全然対応が違いますよ。

○高濱総合病院総務課長 紀南病院さんは、当直で小児科医がいなくても常勤で小児科医がいますので、そこで何らかの待機の際のアドバイスがしてもらえると  
思っております。

うちの場合は、夜間休日になると、小児科医としての先生がいなくなりますので、待機も引いていませんので。ですので、小児科の救急隊は難しいということにさせてもらっています。

○南委員長 よろしいですか。

特に小児科医は今、紀南が常勤がおられるということで、そこら辺の救急対応はある程度は相談しながらやってみえるんですか、現実的に。

○高濱総合病院総務課長 先月か先月かちょっと忘れたんですけど、病院長と小児科の教授のところに行ってきたおるんですけど、そこでの三重県南部の小児救急に関しては、紀南病院さんは遠いと、それで常勤を派遣していると。尾鷲は1時間圏内で松阪中央のほうに来られるので、やはり松阪中央を利用してほしいというのが現状でございます。

○南委員長 分かりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですね。

病院のほうは全て審査終了いたします。ありがとうございました。

最後に、水道に入ってもらう前に、10分間休憩します。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時08分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、水道部の議案第57号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についての説明を求めます。

○神保水道部長 議案第57号、尾鷲市水道事業給水条例を一部改正する条例案について説明させていただきます。

○南委員長 お願いします。

○神保水道部長 委員会資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

尾鷲市水道事業給水条例（平成10年尾鷲市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中、厚生労働省令を国土交通省令に改める。

第31条第2項ただし書中、厚生労働省令を国土交通省令に、この限りではないをこの限りでないに改める。

第30条第1号中、厚生労働省令を国土交通省令に改める。

これらの条文の改正につきましては、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されることに伴い、条文の整備を行う必要があることから改正するものでございます。

第23条第1項の表を次のように改める。

基本料金について、税抜価格について説明します。

口径13ミリメートルの基本料金、使用量10立方メートル以下につきましては、現行料金1,100円を1,480円に改定し、改定率は34.55%になります。

以下、同様に口径別に改定しました料金を表示しております。これらの料金全体の改定率は34.6%となっております。

次に、従量料金について、使用量1立方メートル当たりの税抜価格について説明します。

使用量区分ごとの料金は10立方メートルを超え30立方メートル以下を170円から220円に、30立方メートルを超え50立方メートル以下を180円から240円に、50立方メートルを超え80立方メートル以下を190円から260円に、80立方メートルを超え150立方メートル以下を215円から300円に、150立方メートルを超え200立方メートルを220円から310円に、200

立方メートルを超えるものを225円から320円にそれぞれ改定をいたします。

これらの従量料金の改定率が34.6%となり、基本料金と合わせた合算改定率も34.6%になるものでございます。

なお、資料にてお示ししましたとおり、従量料金の区分につきましては改定せず、現行どおりの使用量区分となります。

また、私設消火栓（演習用）でございますが、現行料金202円を270円とします。これのただし書の、1回5分間を超えることができないとの部分は変更しておりません。

この条例は、令和6年4月1日から施行を考えております。

資料4ページ、5ページに、先日にお開きいただいた委員会にて説明した料金改定内容を反映した経営戦略に基づく投資財政計画を参考資料として示させていただいております。

以上で、議案第57号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についての説明を終わります。

○南委員長 57号の説明は以上です。

御質疑のある方。

○中村委員 お尋ねします。

これ、10立方以下、一緒の値段、いつもそうなんですけれども、5立方未満の使用者は全体の何%ぐらいおられるんですか。

○神保水道部長 おおよそですけれども、6割ぐらいです。

○中村委員 6割の方が5立方以下ですか。

5立方以下の方というのはきっと年金生活者という、若い方も単独で住まれている方が5立方以下やと思うんですけれども、その中の高齢者で年金生活者にとって、5以下しか使っていないのに10立方で1,480円に消費税取られるというのは、これ、すごく大変なんですよ。

値上げについては、もう絶対必要やと思いますけれども、この10立方以下でくくってしまう、その6割が5立方以下やのに、その人たちも一把一絡げて、この値段に上げてしまうということについて、そこの部分については、どうお考えですか。

○神保水道部長 その部分については、審議会にて討論していただいて、この結果になっております。

○中村委員 審議会の答申を丸受けするというのが、尾鷲市の執行部の考え方ですか。

○神保水道部長 丸受けというよりかは、中では、私どもの案も提案はさせていただいていますが、その部分、高齢者だけの話ではなく、口径でかなり上がっている部分、事業者さん、そちらの方には大変申し訳ないですけれども、かなりの額が上がっているような改定になっておりますので、その辺も含めて審議していただきました。

○中村委員 住み続けたいまちといつも言うのですけれども、弱者にとってすごく、いつも紀北町は、これ最低やったら660円からで、尾鷲市は1,480円プラス消費税と言われたら、ここでもまたすごく差がついてしまうのですよね。

それから、上げやなあかんのも分かるし、もっと企業努力もしてほしいですけども、上げるには上げる上げ方があるんじゃないかなと思って、それが審議会で行われたからはいそうですかと言って上げてしまったら、もっと本当に人口が流出するんじゃないかなと思うので、水道というのは本当に命のベース、それこそ一番基本的なものやと思うので。

これ、もうちょっと考えられへんかったな、私は審議員ではないので、もう本当にここで言うしかないのです。すごく納得できへんというのが、思いです。

○神保水道部長 委員さんの考えもよく分かりますけれども、我々も熟考した結果、この状態になっておりますので。

あと紀北町の話をよく出されておると思うんですけれども、まだ紀北町は料金改定を行っていない状況でございます。

まだこの先どういう状況になるかも分かりませんので、ちょっと紀北町と比べるのは、控えていただきたいと思います。

○中村委員 それでは、今の現行の1,100円で比べても一緒ですけど。

○北村水道部次長兼係長 委員おっしゃる600円の最低価格というのであれば0立米ですので、水道を使えませんので、その辺は御留意いただきたいと思います。

10立米で比較しますと、尾鷲市のほうが以前は安かった状況でございます。

○中村委員 それでは、お伺いします。

尾鷲で水道だけ引いていて使っていない、0立方の方は何%ぐらいおられますか。

○北村水道部次長兼係長 申し訳ございません。その統計は取っておりません。

というのは、尾鷲市ちょっと特殊なやり方もしておりまして、使用時請求ということで、今回は使いましたからお金を払いますとか、ちょっと使っていない間は基本料金を払わないですという契約体系でちょっと行っておるパターンもございます。

あとは、帰省しない間はゼロ立米、帰省した際には水道を使うという方もいらっ

しゃいます。

ですので、どこの時点で統計を取るかということによって、まばらな数字になってきますので、申し訳ございませんがそういった統計は取っておりません。

以上です。

○中村委員 その手続というのは、毎度される必要があるんですか。

使っていないときは発生しないというのは、自動的になるんですか。それとも、毎回その申請をせなあかんのですか、教えていただきます。

○北村水道部次長兼係長 1度お話いただきまして、使用时請求という形で請求の形態を変えると。

尾鷲市、どこでもそうだと思うんですけども、不正使用を防ぐためにも、メーターを施設してあるところについては、全てのメーター検針しております。

ですので、1立米でも動いておれば確実に連絡を取って、使用しておりますねということで、料金の徴収を行っておるような状況でございます。

ですものですから、契約はしていないけれども1立米増えているとか、2立米使っているとかというところについては、連絡を取ってお金を頂くと。

使用时請求の方につきましても、大半の方は今月使いましたのでということで御連絡いただくんですけども、連絡いただかなくても検針の結果御請求させていただくという形になっております。

以上です。

○中村委員 それでは、その使用时請求というのを、もっと市民にPRしてあげてほしいと思います。

ごめんなさい、私、今まで知りませんでした。

○南委員長 答弁よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 次に、ないようですので、補正予算のほうをお願いいたします。

○神保水道部長 それでは、議案第62号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)について、説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和5年度尾鷲市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度尾鷲市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は、既決予定額4億8,373万2,000円に対し、補正予定額は31万7,000円の減額で、予定額を4億8,341万5,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業外収益を31万7,000円減額補正し、予定額を3,362万9,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費用は、既決予定額5億1,960万7,000円に対し、補正予定額は182万3,000円の増額で、予定額を5億2,143万円とするものでございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用を182万3,000円増額補正し、予定額を4億7,329万9,000円とするものでございます。

続きまして、第3条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

自家用電気工作物保安管理業務委託について、期間は令和6年度から令和8年度までとし、限度額は355万8,000円。

水道部庁舎浄化槽保守点検及び清掃業務について、期間は令和6年度から令和8年度まで、限度額が55万5,000円と定めるものでございます。

次に、第4条予算、第9条に定めた経費の金額を次のように改める。(1)職員給与費は既決予定額7,906万1,000円を169万4,000円増額補正し、予定額を8,075万5,000円とするものでございます。

続きまして、2ページの補正予算説明書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款第2項第2目長期前受金戻入を既決予定額1,646万1,000円に対し、31万7,000円減額補正し、予定額を1,614万4,000円とするもので、これは令和4年度決算に係る額の確定による工事負担金分の減額でございます。

3ページをお願いします。

次に、支出でございますが、第1款第1項第1目原水及び浄水、既決予定額1億441万4,000円に対し、51万7,000円増額補正し、予定額を1億493万1,000円とするものですが、これは、手当等の増及び給料、法定福利費の増による人件費の増額によるものでございます。

第2目配水及び給水費、既決予定額6,542万2,000円に対し、35万4,000円増額補正し、予定額を6,577万6,000円とするものでございますが、これは、手当等の増及び給料、法定福利費の増による人件費の増額によるものでござ

ざいます。

第5目総係費、既決予定額4,364万5,000円に対し、81万1,000円増額補正し、予定額を4,445万6,000円とするもので、これは人事院勧告準拠に伴う手当の増及び給料等の増による人件費の増額でございます。

第6目原価償却費、既決予定額2億12万8,000円に対し、14万1,000円増額補正し、予定額を2億26万9,000円とするもので、令和4年度の決算により、前年度所得の固定資産が確定したことによる増額でございます。

次に、4ページの予定キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

今回の補正により、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が214万円の減額となるマイナス4,690万2,000円となったほか、決算及び補正額が各項目に反映され、合計が1億4,064万円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス5,413万1,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億6,909万円となり、1から3までの合計となる資産増加額はマイナス8,258万1,000円となりました。

それを資金期首残高6億143万9,000円から差し引いた資金期末残高は5億1,885万8,000円となり、7ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

次に、5ページには給与費明細書を添付してございます。

6ページの予定損益計算書を御覧ください。

営業収益以下各項目には補正額が反映され、下から4行目の当年度純損失が当初予算と比較して214万円増加の4,690万2,000円となりました。

これに前年度繰越利益剰余金2億3,568万円、減債積立金の取崩相当額であるその他未処分利益剰余金変動額1億985万6,000円を加えた、当年度未処分利益剰余金は2億9,863万4,000円となります。

次に、7ページからの予定貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございますが、固定資産の有形固定資産から投資その他資産までの合計は45億6,243万円、流動資産の1、現金預金から4、その他流動資産までの合計は5億3,422万5,000円で、資産合計は50億9,665万5,000円となります。

8ページを御覧ください。

負債の部でございますが、固定負債の企業債と引当金の合計は18億7,129万6,000円、流動負債の企業債からその他流動負債までの合計が3億412万

6,000円で、繰延収益合計3億958万3,000円を加えた負債合計は、24億8,500万5,000円となります。

9ページを御覧ください。

資本の部では、資本金が21億6,187万4,000円、これに剰余金の資本剰余金と利益剰余金の合計4億4,977万6,000円を加えた資本合計は26億1,165万円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は50億9,665万5,000円となり、資産合計と同額となっております。

最後に10ページと11ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で、議案第62号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○南委員長 水道部の補正予算の説明は以上でございます。

御質疑、御意見のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでございますので、水道部の補正予算の審査も全て終了をいたします。

執行部の退席をお願いいたします。

10分間休憩します。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時34分）

○南委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案は、全て審査終了いたしましたので、ただいまより各議案に対する採決を行いたいと思います。

まず、議案第52号、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手 全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第53号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙手 全員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第54号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 全員。挙手全員であります。

次に、議案第55号、尾鷲市墓地公園使用条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 全員。挙手全員であります。

次に、議案第56号、尾鷲市営住宅条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 全員。挙手全員でございます。

次に、議案第57号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。

次に。

ちょっと待ってくださいね。

ここで、議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について、中村レイ委員より、委員長あてに修正案が提出をされております。よって、ここで会議規則第100条の規定により、中村レイ委員より修正案の説明をお願いいたします。

タブレット入っていますよね。

それでは、中村委員の修正案の説明を求めます。

○中村委員 座ったままでいいですか。座ったまま。立つ。

○南委員長 はい、どうぞ。説明をお願いします。

○中村委員 座ったまま。

それでは、修正案の提案説明をさせていただきます。

別紙を御覧ください。

令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてのうち、第2表債

務負担行為補正のうち、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化計画プロポーザル設計者選定支援業務委託を削除するものであります。

修正内容ですが、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化設計をプロポーザルで選ぶための支援業務を委託する必要がある自治体、すなわち自力で選定する能力がない自治体が、プロポーザルで業者を選定するべきではありません。

前回、市役所の耐震化もプロポーザルで行われましたが、数量計算書も求めないような執行部に管理能力があるとは思いません。

プロポーザルで業者を選ぶことは、国交省、すなわち国においてもほとんどなされておられません。

356万3,000円もかけるなら、10億円でできる体育館、中央公民館の総合化コンペを開いて、優勝者に350万円の賞金を出すべきです。

尾鷲市には建築士会もあります。プロが選べます。プロ以外にも、コンペなら模型と平面図で、一般市民の投票も可能です。

全ては見える形で、公共施設は造るべきです。市民が望む体育館は、プロポーザルでなく、コンペで行うべきです。

そして、今日初めて分かったことがありました。

予算において、有利な予算、有利な予算と執行部は言いましたが、実際にはその有利な予算というのは、個別化計画を立てられた後の試算であって、個別化計画がちゃんとその前にこの審議がなされていたなら、交付金、助成金の割合も全く違っておりました。

そして、耐震化が安い、安い、安いからこれをするというふうなことを執行部が言われましたけれども、実際にはそういうことにはならないことが、今、初めて分かりました。

ですから、このプロポーザル支援事業費の債務負担行為がいかに無駄なものであるかというのが分かりましたので、反対したいと思います。

どうか皆様、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

提案説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。

質疑のある方はみえませんか。

○内山委員 質疑じゃなくて。

○南委員長 いや、質疑です。質疑の時間です。どうぞどうぞ。

○内山委員　　今初めて知ったということなんですけれども、その初めて知ったということをもっと具体的に、例えばさっきの、新しく造るのと耐震するのとの比べる表あったでしょう。あれと、新しく造るほうにそれが活用できるという、中村委員の発言ですよね。

　　だとしたら、それがきちんと出てこないと、賛成するも反対するも比べようがないので、執行部にそこをちゃんと説明して、出してくれるようお願いできないでしょうか。

　　でないと私、賛成か反対か分からないんですけど。

○南委員長　　執行部云々というよりは、今、もう委員会として審査終了して、採決の状態に入って、中村レイ委員さんより修正案が出されて、今、内山左和子さんが言われたように、中村レイ委員さんが初めて分かったという点でしょう。

　　だから、中村レイさん、その初めて分かった点を、できる限りちょっと簡単明瞭に御説明をお願いいたします。

○中村委員　　分かりました。

　　それでは、今日の教育委員会の生涯教育課から出たデータの1ページに、もし新築複合化の場合は、実質負担が最終9億1,300万かかるというふうに出されていて、一般財源が6億4,700万もかかって、除去、体育館を潰すのに2億は一般財源から全部出さなあかん、8億も出されへんという説明だったんですけども、総務省自治財政局というところが、自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きというのが、今年の10月に出ています。

　　それによると、まず、個別計画を立てなさい、個別計画を立てたことに合わせて地方債の発行ができます。

　　そして、その充当率が90%とか、その交付税率が50%とかというのが、細分化して書いてあるんですけども、一番最初の今回の委員会において、財政から出された尾鷲市公共施設個別計画、5年12月改正版の28ページの、尾鷲市体育文化会館において、耐震補強と併せて長寿命化を進め、スポーツや文化活動など多目的に利用できる施設として整備することに加え、別館のトレーニング室などの一部機能の複合化も図っていくと書かれています。

　　このときに、私がおかしいんじゃないですかと質問したら、いや、これ、予算が通ったらこのままやし、予算が削られたら書き直しますとおっしゃいました。

　　それで、この後で出てきた教育委員会からの試算表によると、この個別計画に合わせるとこの予算どおりになります。でも、この個別計画がこういうふううたわ

れていなかったとしたら、ちゃんと体育館の除去に対しても地方債が使えますし、尾鷲市丸100%ではありませんし、複合化した施設についても90%の充当率で交付税率が50%になるはずです。

そして、これが例えば、がけ条例で狭くなるなら、今の別館を潰したところに移して建ててもいいでしょうし、やり方は幾らでもあるでしょう。

にもかかわらず、この予算で市の負担が多過ぎてできませんという説明自体に、非常に疑惑を感じます。議会軽視というのか。

小川さんも最初に質問されていたと思うんですけども、これ本当ですかと聞かれていましたよね、これだけしか使われへんのかと聞かれていて。西川委員も内山委員もそれについてすごく疑問を述べられていました。

この、新築やったら12億7,000万円で、複合化に3,000万かかって、除去に2億かかる。それが全部尾鷲市の持ち出しが9億1,300万になるから無理やという説明に対して、これはおかしいんじゃないかというのがみんな思いました。

でも、そうやと執行部は言いました。

でも、調べたら、これは個別計画に書いたからこういう結果が出るのであって、これを書く前に方法として探せば、違う助成金、市債の出し方がありました。

ですから、これについて納得して、市が9億1,300万出さなあかんということには納得できません。

ですから、これに加えて、尾鷲市がこの支援ということに対して350万も払う必要はないと思うので、ぜひもう一度、これは最初から考え直すべきやと思います。

それが今まで、議会に対する執行部の軽視、すごく軽視されていると思うので、ここでもう一回ちゃんと、執行部が議会に対して正しい説明を丁寧にすることを求めたいと思いますので、この債務負担行為の取消しについて、賛同いただきたいと思います。

理解いただけましたでしょうか。

○南委員長　ありがとうございます。

内山委員さん、どうですか、今のただいまの説明で。

○内山委員　はい、大体分かったのですけれども、今、これは、一委員が調べてもらってあれなのだけでも。

○南委員長　スイッチ入れてくれる。

○内山委員　大体あれは分かって、できるという。

要するに、助成金じゃなくて、あれ、お金が下りる可能性があるというのの仕組

みもちょっと分かったんですけれども、こういった場合、これ初めての、私、経験なので。

一委員の提案で、今、出しましたと。それを例えば、執行部にもう一回返すこともできないと言われた。ですよ。

だとしたら、話し合う機会というのはもうないんですか。話し合うというか、執行部とこういうのがあるのに、こういうのをもう一回考えてもらえんのかなというのは、もう反対するしかないということになるんですよ。

○南委員長 委員会はまだ、終了しております。採決の場に入ったということは。

○内山委員 だからもう、それで。

○南委員長 委員会にまた戻るとは、よほどのことがない限り、ない。

○内山委員 ないんやね。

○南委員長 はい。すみません。

○濱中委員 実は私、この9月議会で図書館について質問をするときに、今回のこの公共施設等総合的適正管理という、その複合化のところのちょっと勉強して、総務省の資料を読んでおるんですけれども、そこにもやはり、除去に関しては補助対象にならない、交付税対象にならないというものがあるんですけれども、その解釈とは違うところにありますか。

○中村委員 今、言ったところを見ていただきたいと思います。

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（全体版）令和5年10月、というのを引っ張っていただいたら出てきますので、その、地方債活用のあらましの6ページ、プール、体育館、文化センターなどの施設の取壊しについて、P18に行かなくても、その中で9ページに除去、18ページを見ていただくと、除去事業費の公共施設など適正管理推進事業債充当率90%というのがあります。これは交付税措置はありません。

それでも、この中の推進事業債が発行できるので、これ一般財源から100%ではないですよ。

（「推進事業債」と呼ぶ者あり）

○中村委員 公共施設など適正管理推進事業債。

○小川委員 これは交付税バックはないんですか。

なかったら。

○中村委員 そやけど。

○南委員長 挙手をして発言を求めてください。

○中村委員　その年に全額出すわけではないですよ。

これ、この債を出して、それを何十年で返還ですよ。

○仲委員　今日の生涯学習課の説明では、緊急防災については、ここの場所は浸水地域じゃないもので、新しく違う場所に建てても除去費は出ないという説明だったんですよ。それはそのとおりなんですわ。

逆に、過疎債を使おうとしても、もし使えたとしても、新築の場合は通常分も2億円も使っとるもんで、今の通常分は2億円ぐらいしかないもんで、もう配分ないんですよ、という二つの、もう問題があると。

ただ、今の中村委員さん言われたのは、起債はできても交付税バックはないですよということは、一時的に2億円のその年度の支払いがなくても、起債を借りて、許可が下りて、言うたら30年償還でもその利息の元利均等のあれが、一般財源で払わないといけないということであるもので、それはやっぱり一般財源なの。

そういう理解をしていただいたほうが、補助金も、起債は借りられても交付税バックはないですよという意味だと思います。

○中村委員　それと、今、これ2億ですけれども、この建物を今から何十年も置いたら、除去費は倍以上かかることになるんですよ。

そのときにも、これがもしかしたら、もうこの何とか債が使われへんになったら、それこそ現金で全部払わんってくるわけですよ。

だから、今、反対に、建て直したら、今2億円で潰せて、次また2億円かもしれんけど、これをこのまま置いておいたら、これRCやもんで、どんどんその撤去費と処理費がどんどん高くなるんです。今もすごく高くなっています。

これをそのまま放置して、何十年先に負の遺産を子孫に残していくのか、今一旦これをさらにして、次もっと、この前も仲委員が言ってみえたみたいに、本当は木造ので造っていったら、次に潰すときはすごい簡単なんですよ。

今はそれをしてあげたほうが、その後のためになるんじゃないかというところの話もせずに、プロポーザルでこのまま耐震化して、これをRCのすごいばりの建物を残していったほうがいいのかというのを、もっとちゃんとこれは話をするべきやと思います。

今すぐにこんなもん、安いからプロポーザルやって出してしまっって、本当にRCの建物は大変なんです。皆さんが考えているより100倍大変なもんを、私らは後に残そうとしているんです。

そやから、これは本当に考えなかもんやから、別に私は、建て直しとか複合化に

反対しているわけじゃありません。

だから、何回も言います。

やり方がおかしいし、今これを決めてしまって、これに突き進むべきではないので、これはおまけに債務負担行為で予算にも関係ないので、今はやめましょうというのが私の今回の意見です。

以上です。

○南委員長 中村レイ委員さんのあれに対して、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りたいと思います。

討論のある方はございますか。

なし。討論なしですね。

○内山委員 討論あるがね。

○南委員長 討論。

○内山委員 委員長、討論に入るかどうか分かりませんが。

○南委員長 討論です。お願いします。

○内山委員 もし私の言い方が間違っていたら注意してください。

ここで今すぐに決めるよりは、私の場合は、一旦この本会議が終わった後でもええので、もう一度、もう一度、しっかりと話し合ったほうがいいんじゃないのかなと思います。これについて。

○南委員長 委員会採決をせずにですか。

○内山委員 はい。

○南委員長 ちょっと無理やに。

○内山委員 保留で。

○南委員長 保留、継続審査をせいという意味ですね、この案件については。そういう討論ね。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 討論なしと認めます。

それでは、討論を終結いたします。

それでは、これより議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)

の議決について、採決を行いたいと思います。

まず、本議案に対する、中村委員から提出されました修正案について採決をいたします。

(発言する者あり)

○南委員長 いやもう、あくまでも討論だけやもんで。採決をいたします。

本修正案に賛成の方は挙手を願います。

(挙 手 同 数)

○南委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17号の規定により、本修正案につきまして、委員長は否決すべきものと採決をいたします。

したがいまして、原案について採決をいたします。

それでは、同じく議案第58号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 同 数)

○南委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17号の規定により、委員長は可決すべきものと決します。

次に、議案第59号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第60号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第61号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第62号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○南委員長 挙手多数。挙手多数であります。

次に、議案第63号、和解及び損害賠償額の決定について、可決すべきとする委

員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第64号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

最後に、議案第65号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について、可決すべきとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

当委員会に付託されました議案第58号は可否同数でありましたけれども、委員長裁決により採決という形で、全議案、委員会として可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

委員会審査が終わったわけなんですけれども、最後でちょっと、今後の委員会の予定等についてお知らせをいたしたいと思います。

尾鷲市後期高齢者保健福祉計画についても、1月か2月の上旬に委員会を持ちたいと思います。これは当然、定例会の議決議案でございます。

それと、紀北障がい者福祉計画についても併せて説明を求めます。

それと、尾鷲市障がい福祉計画、尾鷲市障がい児福祉計画についても議決事項でございますので、併せて3本の委員会を持ちたいと思います。

(「いつですか」と呼ぶ者あり)

○南委員長 1月から2月の上旬にかけて。

それから最後で、尾鷲市健康増進計画尾鷲市自殺対策計画、これも同じ福祉でございますので、できたら同じ日程でいきたいと思います。

それと管外視察の件なんですけれども、2月の7、8、1泊2日で奈良県の月ヶ瀬ローカルコープの活動状況と、和歌山県の広川町の防災対策と高校生による食品開発、それを今視察する予定でございますので、日程についてはもうほぼ固まっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

月曜と火曜は休会です。長時間にわたりありがとうございました。

○小川委員 委員長報告の。

○南委員長 委員長報告については。

(「一任で」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、一任という、もらいましたので、一任させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

(午後 3時02分 閉会)